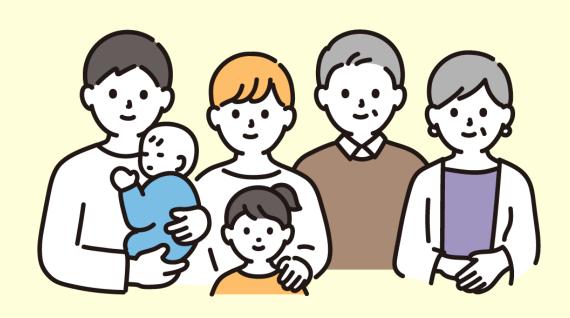
# しょう ふくし あんない **障がい福祉のご案内**



れいわ 令和7年 さ**佐渡市** 

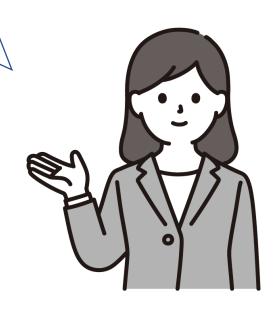
# しょう。ふくしかん。そうだんまどぐち障がいる猫趾に関する相談窓口

では、うなくした。 できないのある方やそのご家族からのご相談に応じ、さまざまな情報提供や福祉サービスの利用支援などを行う相談窓口を設けています。

りぎょうしょ 事業所	でんわばんごう 電話番号	F A X番号
そうごうふくしそうだんしえん 総合福祉相談支援センター しょう しゃきかんそうだんしえん (障がい者基幹相談支援センター)	63-3127	63-5121
そうだんしぇんじぎょうしょ 相談支援事業所こもれび	67-7660	67-7784
そうだんしえんじぎょうしょ 相談支援事業所さど	22-3977	22-3843
そうだんしえんじぎょうしょ は	5	5   -   2 0
せい はんしきょうしょあい 相談支援事業所愛らんど	070-4453-4026	67-7476
そうだんしぇん 相談支援センターそらうみ	58-9150	58-9151
そうだんしぇんじぎょうしょ 相談支援事業所すたーと	090-5542-987	9

そうだん むりょう きがる そうだん 相談は無料です。お気軽にご相談ください。

本冊子の作成にあたっては、法令名称や 直有名詞等を除いて、「障害」を「障が い」と表記し使用しています。



## もくじ

かくしゅて 各種も	***。 手帳の?	こうふ交付	(★	)		• • • •		• • •	• • •			• • •		• • •			• •	• • •		• •	 		•	١
かくしゅも 各種制	けいど 刮度																							
1	いりょう <b>医療</b>	費助原	戊 (																					
2	かくしゅ 各種-	てぁて 手当	・扶	ききき	き済さい	なと	<u> </u>	★)	• •			• • •	• • •	• • •	• • •	• • •	••	• • •	• • •	• •	 • •		•	5
3	じゅうたく <b>住宅</b>	ないしゅ	<sup>う</sup> 多・・	• • • •		• • • •		• • •	• • •			• •		• •			• •		• • •	• •	 • •		•	9
4	ほそう 補装:	真・ に	まじょ日 常	うせいか	活用	うぐ 具な	と	(*	(7)			• •		• •			• •		• • •	• •	 • •		•	12
5	ぜいきん																							
6	こうつう 交通:													きょし 許]	収得	く すな	ど)		• • •	• •	 • •		•	19
7	こうきょう	交通	運賃	重・i	高速	道路	3 • 4	各種	料	金	の割	訓弓	• •											
8	その	· 他···	• • •	• • •		• • • •			• • •			• •		• •			• • •	• • •	• • •	• •	 • •		•	25
	福祉サ		゚ス	<b>(</b> *)		• • • •		• • •	• • •			• •		• •			• • •		• • •	• •	 • •		•	26
成年往	うけんせい <b>复見制</b>	度・・・																						
	せいかつじ <b>生活</b> 自																							
しょう <b>障が</b>	い児に	こかか	るま	ぇん <b>と援・</b>		• • •			• • •			• •		• •		• • •	••	• • •	• • •	• •	 • •	• • • •	•	33
<sup>そうごうる</sup> 総合礼	、< L そうか <b>晶祉相</b>	だんしえ 談支	ん 爰セ	ンタ	· — ·	• • • •		• • •	• • •			• •		• • •			• • •				 • •	• • • •	•	35
<sup>しょう</sup> 障か	い者常	<sup>ゅうぎょう</sup> 优 業	・ <b>生</b>	いかつ <b>上活</b>	しぇん <b>支援</b>	セン	タ-	— <i>Б</i> .	って	び・		• • •		• • •			• • •	• • •		• •	 • •		•	36
しょう <b>障 が</b>	い者団	んたい <b>1体お</b>	よて	バその	の他	の団	ttv ]体(	の活	つどう <b>動</b>			• • •		• • •			• • •	· • •		• •	 • •		•	37
しないし	ょう 障 がい	ふくし <b>福祉</b>	かんけ <b>関係</b>	いきか 系 <b>機</b> [	がれる	らくさき 終先	· · ·		• • • •												 			38



※「★」印がついている手続きに関しては、マイナンバーが必要となるので、マイナンバーのわかるものをご用意ください。なお、本人または同居のご家族の方以外が窓口に来られる場合は、本代状と顔写真付きの身分証明書をご明章ください。

# かくしゅてちょう こうふ 各種手帳の交付

にようがいしゃできょう にんたいしょうがいしゃできょう りょういくできょう せいしんしょうがいしゃほけんぶくしてきょう で書名手帳には、「身体障害者手帳」「療育手帳」「精神障害者保健福祉手帳」の3種類があります。 しょうがいしゃできょう しゅとく 障害者手帳を取得することで、 障がいをお持ちであることの証明になるほか、税控除や各種割引制度、 しょうがいぶくし りょう りょう にまることができます。

でちょうこうふ かか しんせいしょ まどぐち ようい 手帳交付に係る申請書は窓口にてご用意します。

				てちょう
身体	赔	丰	耂	千旭
714	「모	ᆂ	<b>1</b>	ナル

たいしょうしゃ 対象者	Jung   Jung
区分	
	しかくしょう ちょうかく へいこうきのうしょう 視覚障がい、聴覚・平衡機能障がい、音声・言語・そしゃく機能障がい、 はたいふじゅう のうげんせいうんどうきのうしょう しんぞうきのうしょう たんぞうきのうしょう たんぞうきのうしょう たんぞうきのうしょう たんぞうきのうしょう たんぞうきのうしょう たんぞうきのうしょう たんぞうきのうしょう たんぞうきのうしょう たんぞうきのうしょう たんだん はんぱん なんぱん なんぱん なんぱん なんぱん なんぱん なんぱん なんぱ
	「ままります あうしょう ちょくちょうきのうしょう いっぱっちょうきのうしょう 呼吸器機能 障 がい、ぼうこう・直腸機能 障 がい、小腸機能 障 がい、小腸機能 障 がい、 小腸機能 障 がい、 免疫機能 障 がい、肝臓機能 障 がい
しんせい ひつよう 申請に必要なもの	していいし しんだんしょ していようしき □指定医師による診断書(指定様式)
	口顔写真   枚(たて4cm×よこ3cm)
	ロマイナンバーのわかるもの及び本人確認書類
申請後の流れ	しんせいご でちょうこうぶ 申請後、手帳交付までに I か月~2か月かかります。
	こうふ   たんいかきとめ   こと   交付されると簡易書留にてお届けします。
	※ 障 がいの内容によっては3年~5年以内に再認定を受ける必要があります。
しんせいまどぐち 申請窓口	しゃかいふくしか しょう ふくしがかり 社会福祉課 障がい福祉係(窓63-5113)
	かくししょ ぎょうせい 各支所・行政サービスセンター 障がい福祉担当窓口

### りょういくてちょう 療育手帳

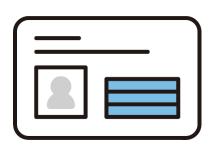
たいしょうしゃ 対象者	まてき はったっ おく にちじょうせいかっ ししょう なん しぇん ひつょう 知的な発達の遅れにより、日 常生活に支障があるために何らかの支援を必要とす
	た にいがけん おこな しゅんかいそうだん はんてい う かた る方で、新潟県が行う「巡回相談」にて判定を受けた方
区分	A·B(Aが最重度)
申請に必要なもの	□顔写真   枚(たて 4 cm×よこ 3 cm)
	ロマイナンバーのわかるもの及び本人確認書類
申請後の流れ	しんせいご てちょうこうふ すうしゅうかん 申請後、手帳交付までに数週間かかります。
	交付されると簡易書留にてお届けします。
しんせいまどぐち 申請窓口	しゃかいふくしか しょう ふくしがかり 社会福祉課 障がい福祉係(☎63-5113)
	を支所・行政サービスセンター 障がい福祉担当窓口

#### せいしんしょうがいしゃほけんふくしてちょう 精神障害者保健福祉手帳

たいしょうしゃ 対象者	#いしんしょう
	精神障がいに係る初診日から6か月を経過した方
	※知的 障 がいは含まれません。
区分	
申請に必要なもの	□診断書(指定様式)または精神障がいを支給事由とする障害年金の年金証書な
	と
	□顔写真   枚 (たて 4 cm × よこ 3 cm)
	ロマイナンバーのわかるもの及び本人確認書類
申請後の流れ	申請後、手帳交付までに I か月~2か月かかります。
	できょうこうがのお知らせが届きましたら、指定の市役所窓口まで受け取りにお出ででさ
	l'°
	でちょう ゆうこうきげん ねんかん こうしんじ き 手帳の有効期限は2年間です。更新時期になりましたらお知らせします。
しんせいまどぐち 申請窓口	しゃかいふくしか しょう ふくしがかり 社会福祉課 障がい福祉係(〒63-5113)
	おくししょ ぎょうせい 各支所・行政サービスセンター 障がい福祉担当窓口







# かくしゅせいど各種制度

### いりょうひじょせい 医療費助成

### じりっしぇんいりょう

Lんせいしょ まどぐち 申請書は窓口にてご用意します。

#### じこふたん **《自己負担》**

ばんそく わり せたい | ではとくじょうきょう などに応じ、ひと月の負担上限額が設定されています。

※同じ医療保険に加入している家族を同一世帯とします。

いくせいいりょう 育成医療	しとう <b>児童</b>
対象者	18歳未満の児童で、手術などにより確実な治療効果が期待できる疾患の治療を指定 「以ようきかん」 かた 医療機関で受ける方 「他」 こうがいれつ こうしんれつ きいん し かきょうせい せんてんせい こかんせつだっきゅう たい かんせつけいせいじゅつ 例)口蓋裂・口唇裂に起因する歯科矯正、先天性股関節脱臼に対する関節形成術、 になって、 になって、 になった。 になって、 にはなって、 になって、
申請に必要なもの	□医師の意見書(指定様式) □医師の意見書(指定様式) □加入医療保険資格情報のわかるもの □マイナンバーのわかるもの及び本人確認書類 □受給している障害年金・遺族年金などが確認できる書類(該当する方のみ)
しんせいまどぐち 申請窓口	Lething ( Lething
こうせいいりょう 更生医療	身体
対象者	18歳以上の身体障害者手帳所持者で、人工透析などの障がいの軽減・除去のための ちりょう していいりょうきかん う かた 治療を指定医療機関で受ける方 い じんこうとうせき
申請に必要なもの	□医師の意見書(指定様式) □医師の意見書(指定様式) □加入医療保険資格情報のわかるもの □マイナンバーのわかるもの及び本人確認書類 □特定疾病療養受療証(人工透析を受ける方のみ) □受給している障害年金・遺族年金などが確認できる書類(該当する方のみ)
日は世代できまれています。日前窓口	しゃかいふくしか しょう ふくしかかり 社会福祉課 障がい福祉係(☎63-5113) かくししょ ぎょうせい 各支所・行政サービスセンター 障がい福祉担当窓口

せいしんつうい	いんいり	ょう
精神猟	空医	痃

精神

たいしょうしゃ 対象者	とうごうしっちょうしょう びょう せいしんしっかん していいりょうきかん つういん かた 統合 失 調 症 やうつ 病 などの精神疾患のため指定医療機関に通院している方
申請に必要なもの	□診断書(指定様式)  がにゅういりょうほけんしかくじょうほう □加入医療保険資格情報のわかるもの □マイナンバーのわかるもの及び本人確認書類
	□マイケンハーのわかるもの及び本人唯認書類 □マイケンハーのわかるもの及び本人唯認書類 □受給している障害年金・遺族年金などが確認できる書類(該当する方のみ)
申請窓口	Lxがいふくしか しょう

#### じゅうどしんしんしょうがいしゃいりょうひじょせい けんしょう 重度心身障害者医療費助成(県障)

身体 | ~ 3

りょういく 療育A #NLA 精神 |

たいしょうしゃ 対象者	つぎ 、、 てちょう も かた						
対象者	次のいずれかの手帳をお持ちの方						
	しんたいしょうがいしゃてちょう きゅう きゅう ・身体障害者手帳 I級~3級						
	りょういくてちょう ・療育手帳A						
	せいしんしょうがいしゃほけんふくしてちょう きゅう・精神障害者保健福祉手帳   級						
	※対象となる方には、手帳交付時に申請書類を同封いたします。						
	※所得制限があります。						
	※生活保護受給者は対象から外れます。						
givasi 内容	いりょうひ いちぶ じょぜい 医療費の一部を助成します。						
	らこうたん 自己負担は以下のとおりです。						
	がいらい どういついりょうきかん かい えん つき かい 【外来】同一医療機関において   回530円 月4回まで						
	かいめいこう むりょう ※5回日以及け毎料プオ						
	では、これでは、						
	_ にゅういん_ にち えん ので、後日領 収 書をお持ちの上、市役所窓口にてお						
	」がというにくと、生張力が久和となるが。						
しんせい ひつよう	(ま) もんかんご にち えん (訪問看護】 1日250円						
申請に必要なもの	□該当する障害者手帳						
	かにゅういりょうほけんしかくじょうほう □加入医療保険資格情報のわかるもの						
	□マイナンバーのわかるもの及び本人確認書類						
lhtvisどぐち 申請窓口	しゃかいふくしか       ふくしかかり         社会福祉課       障がい福祉係(         1       1         2       1         3       2         4       2         4       3         5       4         6       3         6       3         7       4         8       4         8       4         9       4         1       4         1       4         1       4         1       4         1       4         1       4         1       4         1       4         1       4         1       4         1       4         1       4         1       4         1       4         1       4         1       4         2       4         2       4         3       4         4       4         4       4         5       4         6       5         7       6 </td						
	かくししょ ぎょうせい 各支所・行政サービスセンター 障がい福祉担当窓口						

# せいしんしょうがいしゃいりょうひじょせい 精神障害者医療費助成

たいしょうしゃ 対象者	「人院】精神障がいの医療のため入院治療を受ける方
	つういん じりつしぇないりょう せいしんつういん りょう 【通院】自立支援医療(精神通院)を利用している方
	※生活保護受給者、県単医療受給者は対象から外れます。
かよう内容	じょ はたんがく ぶん じょせい 自己負担額の2分のIを助成
申請に必要なもの	□医師の診断書 (入院のみ)
	☆にゅういりょうほけんしかくじょうほう □加入医療保険資格情報のわかるもの
	ロマイナンバーのわかるもの及び本人確認書類
	□振込先金融機関の通 帳
しんせいまどぐち 申請窓口	しゃかいぶくしか しょう 社会福祉課 障がい福祉係(窓63-5113)
	たくししょ ぎょうせい 各支所・行政サービスセンター 障がい福祉担当窓口

### かくしゅてあて ふょうきょうさい 2 各種手当・扶養共済など

とくべつじどうふょうてあて 特別児童扶養手当	身体	りょういく 療育	精神
1737万至八尺了二	211	W 13	11311

対象者	20歳未満で、重度または中度の障がいがある児童を養育している保護者		
	※施設に入所していたり、障がいを支給事由とする公的年金給付を受けている場合は		
	対象になりません。		
	※所得制限があります。		
ないよう 内容	てあて しきゅう チェー しきゅう まくげつぶん たいしょう 手当を支給します。申請した月の翌月分から対象になります。		
	月額 一級(重度):56,800円		
	2 級 (中度):37,830円 ※R7.4.I現在		
	支給月:4月・8月・11月(前月分までを支給 ※11月は当月まで)		
申請に必要なもの	□診断書(指定様式)		
	ロマイナンバーのわかるもの及び本人確認書類		
	※事前にご相談ください。		
しんせいまどぐち 申請窓口	社会福祉課 障がい福祉係(窓63-5113)		
	おくししょ ぎょうせい 各支所・行政サービスセンター 障がい福祉担当窓口		

しょうがいじふくしてぁて 障害児福祉手当	
	しょうがいじふくしてぁて 障害児福祉手当

りなたい

りょういく 療育

精神

たいしょうしゃ 対象者	20歳未満で、重度の障がいにより常時介護を必要とする児童
	※施設に入所していたり、障がいを支給事由とする公的年金給付を受けている場合は
	対象になりません。
	※所得制限があります。
ないよう 内容	てあて しきゅう しきゅう する よくげつぶん たいしょう 手当を支給します。申請した月の翌月分から対象になります。
	月額:   6,   0 0円 ※R 7.4.   現在
	支給月:5月・8月・11月・2月(前月分までを支給)
申請に必要なもの	□診断書(指定様式)
	ロマイナンバーのわかるもの及び本人確認書類
	※事前にご相談ください。
しんせいまどぐち 申請窓口	しゃかいふくしか しょう ぶくしがかり 社会福祉課 障がい福祉係(窓63-5II3)
	たくししょ ぎょうせい 各支所・行政サービスセンター 障がい福祉担当窓口

# とくべつしょうがいしゃてあて特別障害者手当

身体

りょういく 療育

精神

がいしょうしゃ対象者	20歳以上で、精神または身体に 著 しい 障 がいがあるため、日 常生活に常時介護を
	ひつよう 必要とする方
	※施設に入所している方や病院に3か月以上入院している方は対象になりません。
	※所得制限があります。
ないよう 内容	てあて しきゅう
	月額:29,590円 ※R7.4.I現在
	支給月:5月・8月・川月・2月(前月分までを支給)
しんせい ひつよう 申請に必要なもの	□診断書(指定様式)
	ロマイナンバーのわかるもの及び本人確認書類
	□受給している障害年金・遺族年金などが確認できる書類(該当する方のみ)
	※事前にご相談ください。
しんせいまどぐち 申請窓口	しゃかいふくしか しょう ふくしかかり 社会福祉課 障がい福祉係(窓63-5113)
	かくししょ ぎょうせい る支所・行政サービスセンター 障がい福祉担当窓口

#### しんしんしょうがいしゃふょうきょうさい 心身障害者扶養共済

身体

りょういく 療育

精神

ほか

たいしょうしゃ	りょういくてちょう
対象者	① 擦育手帳 A·B
	② 身体障害者手帳   級~3級
	③ 障がいの程度が、①または②と同程度と認められる方
	(精神疾患、脳性麻痺、血友病など)
内容	によう かた ふょう ほごしゃ みずか せいぞんちゅう まいっさいってい かけきん おさ 障がいのある方を扶養している保護者が、自らの生存中に毎月一定の掛金を納
	めることにより、保護者に万一 (死亡・重度 障がい) のことがあったとき、 障が
	いのある方に終身一定額の年金を支給します。
申請に必要なもの	※事前にご相談ください。
しんせいまどぐち 申請窓口	はない はくしか しょう ふくしかかり 社会福祉課 障がい福祉係(窓63-5113)
	なくししょ ぎょうせい 各支所・行政サービスセンター 障がい福祉担当窓口

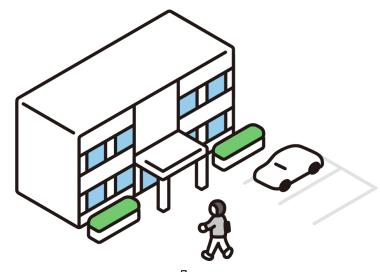
# しょうがいき そねんきん 障害基礎年金

りんたい

りょういく 療育

精神

対象者	こくみんねんきん ひほけんしゃきかんちゅう さいまえ 国民年金の被保険者期間中または $20歳前や 60~64歳の間に初診日がある病気や$	
	ケガで、法令に定められた障害等級表の「級・2級に該当する方	
	※手帳の基準とは異なります。	
ないよう 内容	一定の要件を満たした場合、年金が支給されます。	
	年額   1 級:   , 039, 625円	
	2 級 : 83 I, 700円 ※R7.4. I 現在	
申請に必要なもの	※事前にご相談ください。	
申請・	市民課 保険年金係(②63-5112)	
<sup>ヒ</sup> お問い合わせ窓口	かくししょ ぎょうせい ねんきんたんとうまどぐち 各支所・行政サービスセンター 年金担当窓口	
	新潟西年金事務所 お客様相談室(②025-225-3008)	
	日本年金機構 ねんきんダイヤル (②0570-05-1165)	



しょうがいこうせいねんきん	
障害厚生年金	
堕 丢 厚 工 土 缶	
1 T D / 1 T T T T T T T T T T T T T T T T T T	

りんたい

りょういく 療育

精神

たいしょうしゃ 対象者	こうせいねんきん かにゅう かいだ しょしんび びょうき しょうがい き そねんきん がいとう 厚生年金に加入している 間 に初診日のある病気やケガで障 害基礎年金に該当す
	る障がいの状態になったときは、障害基礎年金に上乗せして障害厚生年金が
	支給されます。
	※手帳の基準とは異なります。
	※該当しない場合でも、独自に3級。または障害手当金(一時釜)が支給される場合
	があります。
gusj 内容	しょうがいき そねんきん あわ ねんきん しきゅう 障害基礎年金と併せて年金が支給されます。
	※支給額は個別に計算されます。
しんせい ひっょう 申請に必要なもの	*事前にご相談ください。
<sub>しんせい</sub> 申請・	にいがたにしねんきんじむしょ きゃくさまそうだんしつ 新潟西年金事務所 お客様相談室(窗025-225-3008)
お問い合わせ窓口	にほんねんきんきこう 日本年金機構 ねんきんダイヤル(圏0570-05-1165)



### じゅうたくかいしゅう 住宅改修

しょう かん あんじん あんぜん せいかつ じゅうたくかいしゅう たい じょせい 障がいのある方が安心・安全に生活していくための住 宅 改 修に対して助成します。

かくせいど 各制度は(A)→(B)→(C)の 順 で事業を優先してください。また、組み合わせて利用することも可能 です。

### 【組み合わせ例】

- $(A) + (C) \rightarrow \bigcirc$ 可能  $(B) + (C) \rightarrow \bigcirc$ 可能
- $(A) + (B) \rightarrow \times \stackrel{\stackrel{\cdot}{\wedge}}{\wedge} \stackrel{\circ}{\eta}$   $(A) + (B) + (C) \rightarrow \times \stackrel{\stackrel{\cdot}{\wedge}}{\wedge} \stackrel{\circ}{\eta}$
- (A) と(B) 両方の制度に該当する方は、(A) の制度を優先してください。

<sup>はんせいしょ まどぐち</sup> 申請書は窓口にてご用意します。

### かいごほけん じゅうたくかいしゅう かいごよぼうじゅうたくかいしゅう

たいしょうしゃ 対象者	まうかいご ようしえんにんてい う かた 要介護または要支援認定を受けている方
スタイト ないよう 内容	すりの取付けや段差の解消など、軽易な住宅改修費の一部が支給されます。
八台	すりりの取りのや技差の解析など、軽易な性も以修真の一部が支続されまり。 かいしゅうまえ しんせい ひつよう じぜんしんせい おこな にゅういん 改修前の申請が必要ですので、必ず事前申請を行ってください。なお、入院・
	び修 即の申請が必要 (すの (、 <b>必 す 手 則 申請 を 付 っ ( く た ご い</b> 。 なお、 入 院・ にゅうしょちゅう ばあい じぜん し かくにん うえ こうじかのう しきゅう たいいん 入 所 中 の場合は事前に市に確認した上で工事可能ですが、支給については退院・
	入 所 中 の場合は事前に市に確認した上で工事可能ですが、支給については退院・  ***********************************
	退所後(資格喪失の場合は支給不可)となります。
	たいしょうこう じ 【対象工事】
	・手すりの取付け
	・ 段差の <b>解</b> 消
	・滑りの防止・移動の円滑化などのための床または通路面の材料の変更
	・引き戸などへの扉の取替え
	・和式便器から洋式便器などへの便器の取替え
	・上記の工事に伴って必要となる工事
	【補助金額】
	20万円(I~3割負担)
	**20万円を超える工事については、(C)の制度と併用可能。
しんせい ひつよう 申請に必要なもの	※事前に担当ケアマネジャーにご相談ください。
	□住宅改修が必要な理由書(有資格者が記入したもの)
	こうじでみつもりしょ うちわけ ひ ほけんしゃあて さくせい 口工事費見積書 (内訳がわかるもの※被保険者宛に作成されたもの)
	□住宅所有者の承諾書(所有者と利用者が異なる場合)
	」 ちゃっこうまえ しゃしん ひづけ い □着工前の写真(日付入り)
	へいめんず □平面図
しんせい 申請・	こうれいふくしか かいごほけんがかり 高齢福祉課 介護保険係(窓63-3790)
お問い合わせ窓口	かくししょ ぎょうせい かいごほけんたんとうまどぐち 各支所・行 政 サービスセンター 介護保険担当窓口

# (B) 重度心身障害者日常生活用具給付等事業(住宅改修費給付)

対象者	プラグ しょう ゆう かた 次の 障 がいを有する方であって、障 害 等 級 I 級 ~ 3 級 の方
	・下肢不自由
	・体幹不自由
	・乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい (移動機能障害に限る)
	ただし、特殊便器への取替えをする場合は上肢不自由2級以上の方
ないよう	て 手すりの取付けや段差の解消など、軽易な住宅改修費の一部が支給されます。
	かいしゅうまえ しんせい ひっょう ひゃん ひゃん ひゃん ひゃん ひゃん ひゃん かっぱい かっぱい ひゃん
	【対象工事】
	・手すりの取付け
	* 段差の解消
	・滑りの防止・移動の円滑化などのための床または通路面の材料の変更
	・引き戸などへの扉の取替え
	・和式便器から洋式便器などへの便器の取替え
	・上記の工事に伴って必要となる工事
	【補助金額】
	20万円(原則 I 割負担。負担軽減あり)
	※20万円を超える工事については、(C)の制度と併用可能。
いんせい ひつよう 申請に必要なもの	※事前にご相談ください。
	□身体障害者手帳
	□工事費見積書 (内訳がわかるもの)
	□工事見取り図
	□住宅所有者の承諾書(所有者と利用者が異なる場合)
	□着工前の写真(日付入り)
lhttn 申請・	しゃかいふくしか しょう ふくしがかり 社会福祉課 障がい福祉係(圏63-5113)
お問い合わせ窓口	おくししょ ぎょうせい 各支所・行政サービスセンター 障がい福祉担当窓口

# (C) 高齢者・障害者向け住宅整備補助事業

<sup>しんたい</sup> 身体 I ・ 2 療育A

対象者	<ul> <li>おおむね 65歳以上で要介護・要支援認定を受けている方</li> <li>・身体障害者手帳   級・2級</li> <li>・療育手帳A</li> </ul>
- ないよう 内容	上記のいずれかに該当し、世帯全員の前年の収入合計が600万円未満の方 したく 自宅をバリアフリーに改造する場合に、補助基準額を限度として補助率の範囲内 で助成します。
	【対象工事】  ·居室及び廊下などの改造 ·トイレの改造 ·浴室の改造 ·玄関の改造  ·段差解消機および階段昇降機の設置 ·ホームエレベーターの設置 【補助基準額】  ·高齢者 30万円  ·障がい者 50万円 (制度B対象者は30万円)
	【補助率】  Likt (ぜいかぜいせたい 所得税課税世帯 50%  Likt (ぜいかがいせたい 所得税非課税世帯 75%  せいかつほごせたい 生活保護世帯 100%
申請に必要なもの	<ul> <li>とぜん こうれいふくしがかり そうだん ※事前に高齢福祉係にご相談ください。</li> <li>□工事費見積書 (内訳がわかるもの※対象者宛に作成されたもの)</li> <li>□工事図面</li> <li>□住宅位置図</li> <li>□住宅所有者の承諾書 (所有者と利用者が異なる場合)</li> <li>□着工前の写真 (日付入り)</li> </ul>
申請・ お問い合わせ窓口	こうれいふくしか こうれいふくしがかり 高齢福祉課 高齢福祉係 (窓63-3790) かくししょ ぎょうせい 各支所・行政サービスセンター 高齢福祉担当窓口

# ほ そうぐ にちじょうせいかつようぐ **4 補装具・日常生活用具など**

補装具の給付

りんたい

ほか

申請書は窓口にてご用意します。

たいしょうしゃ対象者

しんたいしょうがいしゃてちょうしょじしゃ 身体障害者手帳所持者または難病患者などの方

ないよう

うしな しんたいきのう そんしょう しんたいきのう ちざな 大われた身体機能や損傷のある身体機能を補うための用具 (補装具) の購入 や修理の費用を支給します。

こうふたいしょうひんもく かいごほけんふくしょうぐたいょ たいしょう げんそくかいごほけんゆうせん 【交付対象品目】 ★は介護保険福祉用具貸与の対象。原則介護保険優先。

たいしょうしゃ 対象者	U.A. もく 品目	びこう <b>備考</b>
	義肢	ぎしゅ ぎゃく 義手、義足
	そうぐ装具	が し くつがた たいかん じょうしそうぐ 下肢・靴型・体幹・上肢装具
	しせいほ じょうち 姿勢保持装置	
	しゃさいようしせい ほ じ そうち 車載用姿勢保持装置	
したいふじゅう <b>肢体不自由</b>	** 車いす オーダーメイド ★レディメイド	
	☆電動車いす	でんとうくるま 電動車いすによらなければ歩行 きのう だいたい 機能を代替できない方
	★歩行器	
	★歩行補助つえ	松葉づえ、カナディアン・クラッ
		チ、多脚つえ、ロフストランド・
		クラッチ、プラットフォーム杖
	じゅうどしょうがいしゃよう い してんたつそうち 重度障害者用意思伝達装置	言語機能障がいをあわせもつ方
	きりっぽ じぐ 起立保持具	************************************
	排便補助具	10000000000000000000000000000000000000
しかくしょう <b>視覚障がい</b>	しかくしょうがいしゃあんぜん 視覚障害者安全つえ	
	義眼	
	眼鏡	たい こう じゃくしめがね 精正・遮光・弱視眼鏡、コンタク
	ほちょうき	トレンズ がた みみ がた みみ がた
<sup>ちょうかくしょう</sup> <b>聴 覚 障 がい</b>	補聴器	ポケット型、耳かけ型、耳あな型 corole がためがねがた
	じんこうないじ	こつどうしき がた めがねがた 骨導式ポケット型・眼鏡型 じんこうないじょうおんせいしんごうしょりそうち
	人工内耳	じんこうないじょうおんせいしんごうしょりそうち 人工内耳用音声信号処理装置の しゅうり
		修理

しんせい ひつよう 申請に必要なもの	じぜん しんせい ひつよう こうにゅうご しんせい たいしょう ※事前申請が必要です。購入後の申請は対象になりません。
	しんたいしょうがいしゃてちょう □身体障害者手帳
	□医師意見書(指定様式)※不要の場合があります。
	□見積書
	□マイナンバーのわかるもの及び本人確認書類
しんせい 申請・	Lethur くしか しょう ふくしがかり         社会福祉課 障がい福祉係(電63-5  3)
お問い合わせ窓口	かくししょ ぎょうせい ちょうせい 名支所・行政サービスセンター 障がい福祉担当窓口

にちじょうせいかつょうぐ きゅうふ 日 常生活用具の給付

身体

りょういく 療育

精神

ほか

Lんせいしょ まどぐち 申請書は窓口にてご用意します。

が 対象者 ないよう 内容 たまうがいしゃてちょうしょじしゃ 障害者手帳所持者または難病患者などの方

しりつ にちじょうせいかつ しえん 自立した日常生活を支援する用具を給付します。 かくひんもく ※各品目ごとに条件あり。

していたん げんそく たり つき こう はん じょうげんがく せってい しょう (人) 「もり (ひと月あたりの負担上限額の設定あり)

こうふたいしょうひんもく 【交付対象品目】 ★は介護保険福祉用具貸与の対象。原則介護保険優先。

【文门》外第四日】	们设体快佃佃用只具于07对 家。凉煦丌设体快度儿。
	きゅうぶひんもく <b>給 付 品 目</b>
かいごくんれんしぇんようぐ 介護訓練支援用具	★特殊寝台、★特殊マット、★特殊尿器、入浴担架、
	★体位変換器、★移動用リフト、訓練いす、訓練用べ
じりつせいかつしえんようぐ	ッド にゅうよくほじょようぐ べんき とうぶほごぼう じじょう ぼうじょう
自立生活支援用具	│★入 浴補助用具、★便器、頭部保護帽、★T字状·棒 状
	のつえ、★移動·移乗支援用具、特殊便器、火災警報器、
	はどうしょうかき てんじちょうりき ほこうじかんえんちょうしんごうきょうこがた 自動消火器、電磁調理器、歩行時間延長信号機用小型
	送信装置、聴覚障害者用屋内信号装置
ざいたくりょうようとうし えんようぐ 在宅療 養等支援用具	とうせきえきかおんき でんきしき 透析液加温器、ネブライザー(吸入器)、電気式たん
	歩ゅういんき どうみゃくけっちゅうさん そほう わどそくていき   吸引器、動脈血中酸素飽和度測定器(パルスオキシ
	まんで うんばんしゃ もうじんようたいおんけい もうじんよう メーター)、酸素ボンベ運搬車、盲人用体温計、盲人用
	たいじゅうけい ひじょうょうてんげん 体重計、非常用電源
じょうほういしそつうしぇんようぐ 情報意思疎通支援用具	けいたいようかいわほじょそうち じょうほう つうしんしぇんようぐ てんじ携帯用会話補助装置、情報・通信支援用具、点字ディ
	スプレイ、点字器、点字タイプライター、視覚障害者用
	ポータブルレコーダー、視覚障害者用活字文書読上げ
	そうち しかくしょうがいしゃようかくだいどくしょき しかくしょうがいしゃようちじょう 装置、視覚障害者用拡大読書器、視覚障害者用地上デ
	まうそうたいおう ジタル放送対応ラジオ、盲人用時計、聴覚障害者用
	つうしんそうち ちょうかくしょうがいしゃようじょうほうじゅしんそうち じんこうこうとう 通信装置、聴覚障害者用情報受信装置、人工喉頭、
	************************************
排せつ管理支援用具	ようぐ かみ ストマ用具、紙おむつなど、 収 尿器
じゅうたくかいしゅうひ 住 宅改修費	हिंदर(सर्राक्रावर) वे विधित में प्रतिकार कि स्वार्थ कि स्वार्थ के स्वार्य के स्वार्थ के स्वार्थ के स्वार्थ के स्वार्थ के स्वार्थ के स्वार्थ क

しんせい ひつよう 申請に必要なもの	じぜんしんせい ひつよう こうにゅうご しんせい たいしょう ※事前申請が必要です。購入後の申請は対象になりません。
	□障害者手帳(難病患者などについては診断書)
	□医師の証明書 (必要な場合のみ)
	□見積書
	ロカタログなど用具が確認できるもの
しんせい 申請・	しゃかいふくしか しょう ふくしがかり 社会福祉課 障がい福祉係(窓63-5113)
お問い合わせ窓口	を支所・行政サービスセンター 障がい福祉担当窓口

#### けい ちゅうとうどなんちょうじ ほちょうきこうにゅうひじょせいじぎょう 軽・中等度難聴児の補聴器購入費助成事業

ほか

#### しんせいしょ まどぐち 申請書は窓口にてご用意します。

たいしょうしゃ 対象者	はんたいしょうがいしゃてちょう こうぶたいしょう 身体障害者手帳の交付対象とならない方で次のすべての要件を満たす 18歳未満
	の難聴児。
	しない じゅうしょ ゆう もの しつ お内に住所を有している者
	2) 両茸の聴力 レベルが30デシベル以上の者
	3)補聴器の装用により、言語習得など一定の効果が期待できると医師が判断す
	**の る者
	とういつせたい しみんぜいしょとくわりがく さいたのうぜいしゃ のうぜいがく まんえんみまん 4)同一世帯で、市民税所得割額の最多納税者の納税額が46万円未満であること
ないよう 内容	はきょうき こうにゅうひょう ぶん 補聴器の購入費用の3分の2を助成します。
	※補聴器の種類により給付の基準価格や条件があります。基準価格を超えた分
	は、自己資担になります。
しんせい 申請に必要なもの	じぜんしんせい ひつよう ※事前申請が必要です。購入後の申請は対象になりません。
	いし いけんしょ していようしき □医師の意見書(指定様式)
	□見積書
申請・	しゃかいふくしか しょう ふくしがかり 社会福祉課 障がい福祉係(☎63-5113)
お問い合わせ窓口	かくししょ ぎょうせい 各支所・行政サービスセンター 障がい福祉担当窓口

# けい ちゅうとうどなんちょうしゃ ほちょうきこうにゅうひじょせいじぎょう軽・中等度難聴者の補聴器購入費助成事業

ほか

#### しんせいしょ まどぐち 申請書は窓口にてご用意します。

### 

内容	補聴器の購入費用の一部を助成します。				
	せたいくぶん <b>世帯区分</b>	じょせいがく <b>助成額</b>	じょせいじょうげんがく <b>助成上限額</b>		
	生活保護世帯・ しみんぜいひかぜいせたい かた 市民税非課税世帯の方	こうにゅうひ がく 購入費の額	50,000円		
	しみんぜいかぜいせたい かた 市民税課税世帯の方	購入費の額の1/2	25,000円		
申請に必要なもの	とぜんしんせい ひっよう こうにゅうご しんせい たいしょう ※事前申請が必要です。購入後の申請は対象になりません。 □医師の意見書(指定様式) □見積書				
<sub>しんせい</sub> 申請・	こうれいふくしか こうれいふくしがかり 高齢福祉課 高齢福祉係(☎63-3790)				
お問い合わせ窓口	かくししょ ぎょうせい 各支所・行政サービスセンタ	'一 高齢福祉担当窓口			

### がきん **分** 税金

# がいしゅうこうじ ともな こていしさんぜい けいげん バリアフリー改修工事に伴う固定資産税の軽減

対象者	しょう しゃ こうれいしゃ ようかいご ようしえんにんてい う
	※新築された日から 10年以上経過した住宅で、令和8年3月31日までの間にバッテフリー改修工事が完了した家屋が対象。
かよう内容	翌年度の固定資産税を3分の I 減額します。 ※床面積100 ㎡相当分の税額までを上限とする。
しんせい ひっよう 申請に必要なもの	こうじせこうまえ そうだん 工事施工前にご相談ください。 こうじかんりょうご げついない しんせい ひつよう 工事完了後3か月以内に申請が必要になります。
<sup>しんせい</sup> 申請・ お問い合わせ窓口	せいむか こていしさんぜいがかり 税務課 固定資産税係 (〒63-5110) かくししょ ぎょうせい 各支所・行 政サービスセンター 固定資産税担当窓口

りなたい

りょういく 療育

#### しょとくぜい しみんぜい けんみんぜい げんがく 所得税・市民税・県民税などの減額

身体

りょういく 療育

せいしん

	しょうがいしゃこうじょ 障害者控除	とくべつしょうがいしゃこうじょ 特別障害者控除
対象者	<ul> <li>・身体障害者手帳3級~6級</li> <li>・療育手帳B</li> <li>・糖神障害者保健福祉手帳</li> <li>2級~3級</li> </ul>	・身体障害者手帳   級 ~ 2 級 りょういくてきょう ・療育手帳 A せいしんしょうがいしゃほけんふくしてきょう ・精神障害者保健福祉手帳   級
内容	いるとくぜい けんみんぜい けんみんぜい 市民税・県民税など・・所得控除27万円	いまとくぜい 所得税・・・・・・・・所得控除40万円 しみんぜい けんみんぜい 市民税・県民税など・・所得控除30万円
しんせい ひつよう 申請に必要なもの	なくでいること そうだん 確定申告前にご相談ください。	
申請・ お問い合わせ窓口	かくししょ ぎょうせい 各支所・行政サート である。 である。 である。 である。 である。 である。 である。 である。	
	************************************	-3276)

けいじどうしゃぜい	しゅべつわり	げんめん
軽自動車税	(種別割)	の減免
牡口知干加	(1年 ル) ラ) /	

身体

りょういく 療育A #wlh 精神 |

対象者	● しんたいしょうがいしゃてちょう しょう くぶん うんてんほうほう かいとう とうきゅう こと ● 身体障害者手帳 ※障がいの区分、運転方法により該当する等級が異なります。
	②療育手帳A ③精神障害者保健福祉手帳Ⅰ級
<sup>ないよう</sup> 内容	つぎ ぱぁぃ けいじどうしゃぜい しゅべつわり げんめん みと ぱぁぃ 次の場合に軽自動車税(種別割)の減免が認められる場合があります。
	減免は障がい者一人につき   台です。(車検証の名義により減免にならない場合
	があります。)
	◆本人運転:対象者本人が所有する車の場合(①のみ)
	・ * ₹ ⟨ ラ タ、マ、ム たいしょうしゃほんにん しょゆう ◆家族運転:対象者本人が所有する車または同一生計者が所有する車 (①
	の 18歳未満、②、③のみ)
	っういん つうがく つうしょ なりわい しゅう かい つき かいじょう ひんど はんとしいじょ ※通院・通学・通所・生業で 週   回または月4回以上の頻度で半年以上
	使用する場合。
	かいごしゃうんてん たいしょうしゃほんにん しょゆう くるま たいしょうしゃ りょう きょう ◆介護者運転:対象者本人が所有する車を、対象者の利用に供するため常眠
	かいぎする者が運転する場合
	プラング マラグベ フラビュ なりかい しゅう かいいじょう ひんど ねんいじょうしょう ばあり ※通院・通学・通所・生業で 週 3回以上の頻度で   年以上使用する場合
しんせい ひつよう 申請に必要なもの	*事前にご相談ください。(申請期間:納税通知書送達後から納付期限まで)
	□障害者手帳
	うんてん ひと めんきょしょう □運転する人の免許証
	□車検証
	□マイナンバーのわかるもの
申請・	せい もか しみんぜいがかり 税務課 市民税係 (〒63-5110)
お問い合わせ窓口	かくししょ ぎょうせい 各支所・行政サービスセンター 市民税担当窓口

# ◎減免にかかる等級表(個別等級)

	たいしょう 対象となる障がい等級		
しょう <b>障がい区分</b>			
1, 1	はんにんうんてん かぞく かいごしゃうんてん 家族・介護者運転		
視覚障がい	I ~ 4 級		
<sup>ちょうかくしょう</sup> 聴覚障がい	2~3 級		
平衡機能障がい	3 級		
まんせい げんご 音声・言語・そしゃく機能障がい	きゅう こうとうてきしゅっ かぎ 3 級 (喉頭摘 出に限る)		
じょうしふ じゅう 上肢不自由	I ~ 2 級		
が しふじゅう 下肢不自由	I~6級 (※) I~3級		
たいかんふ じゅう 体幹不自由	I~5級 I~3級		
乳幼児期以前の非進行性の脳 上肢機能	I ~ 2 級		
びょうへん 病変による運動機能 障がいのうしょう 移動機能	I~6級 I~3級		
心臓機能 障 がい			
<sub>ぞうきのうしょう</sub> じん臓機能障がい			
こきゅうききのうしょう 呼吸器機能障がい			
膀胱直腸機能障がい	I ~ 3 級		
小腸機能障がい			
ヒト免疫不全ウィルスによる免疫機能障がい			
かんぞうきのうしょう 肝臓機能障がい			

(※)下肢7級が2つ以上ある場合は下肢6級とする。



身体

りょういく 療育A 精神 |

#131 . 2 L a	1/+11/24011.47+12
対象者	①身体障害者手帳 ※障がいの区分、運転方法により該当する等級が異なります。
	とうきゅうひょう まえ 等 級 表 は前のページをご覧ください。
	②療育手帳A
	③精神障害者保健福祉手帳   級(自立支援医療(精神通院)受給者に限る。た
	だし、受給者証の交付を受けていない場合は医師の通院証明書が必要。)
giva j 内容	つぎ ぱぁぃ けいじどうしゃぜい しゅべつわり げんめん みと ぱぁぃ 次の場合に軽自動車税(種別割)の減免が認められる場合があります。
	減免は障がい者一人につき   台です。(車検証の名義により減免にならない場合
	があります。)減免の上限額を超える場合は差額分の納付が必要です。
	はんにんうんてん たいしょうしゃほんにんしょゆう くるま どういっせいけいしゃしょゆう くるま しょうしゃ ◆本人運転:対象者本人所有の車または同一生計者所有の車で使用者が
	たいしょうしゃほんにん ぱあい 対象者本人の場合
	かぞくうんてん たいしょうしゃほんにん しょゆう くるま ◆家族運転:対象者本人が所有する車または同一生計者が所有する車(①
	の 18歳未満、②、③のみ)を、対象者の利用に供するため同一
	せいけいしゃ うんてん ぱぁぃ 生計者が運転する場合
	マラいん マラがく マラしょ なりかい しゅう かい マラ・かいいじょう ひんど はんをしいじょう ※通院・通学・通所・生業で 週 I回または月4回以上の頻度で半年以上
	使用する場合。
	かいごしゃうんてん たいしょうしゃほんにん しょゆう くるま たいしょうしゃ りょう きょう しょうじ ◆介護者運転:対象者本人が所有する 車 を、対象者の利用に 供するため常時
	かいぎする者が運転する場合
	ッラッパ マラがく マラしょ なりねい しゅう かいいじょう ひんど ねんいじょうしょう ばあい ※通院・通学・通所・生業で 週 3 回以上の頻度で 1 年以上使用する場合
申請に必要なもの	**事前にご相談ください。(申請期間:納税通知書送達後から納付期限まで)
	□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □
	うんてん ひと めんきょしょう □運転する人の免許証
	□ 申検証
	□ □ 1 □ 1 □ 1 □ 1 □ 1 □ 1 □ 1 □ 1 □ 1 □
	どういつせいけいしょうめいしょ かぞくうんてん ばぁい □同一生計証明書(家族運転の場合)
	□マイナンバーのわかるもの
申請・	にいがたちいましんこうきょくけんぜいぶ さ どしゅうぜいか 新潟地域振興局県税部 佐渡収税課(雹74-3310:佐渡地域振興局内)
お問い合わせ窓口	新潟地域振興局県税部 佐渡収税課(圖74-3310:佐渡地域振興局内)

# こうつうひじょせい じどうしゃかんけい ちゅうしゃじょう かいぞう めんきょしゅとく 交通費助成・自動車関係 (駐車場・改造・免許取得など)

しんせいしょ まどぐち ようい 申請書は窓口にてご用意します。

ふくし りょう 福祉タクシー利用	りょうきんじょせい料金助成		身体1~3	りょういく 療育	A X	*************************************
たいしょうしゃ 対象者	しんたいしょうがいし	** <sup>て5</sup> ょう きゅう きゅう <b>子帳   級・2級</b>				
	②下肢または	たいかんふじゅう しょうがいていどとうき体幹不自由の障害程度等が	ゅう 級が3級			
	③療育手帳	Ą				
	4 精神障害者	きはけんふくしてちょう きゅう 子保健福祉手帳I級				
ないよう内容		。 (500円券36枚綴り)(	のタクシー券をす	き付しまっ	す。一度 <i>0</i>	D 乗 車
		で利用できます。				
		ービス(高齢福祉課)とは併月		じょせい たいし	. t à	
しんせい ひつよう	※通院・通所時	にタクシー券を利用した場合、	通院·通所交通費	助成は対	象になり	ません。
申請に必要なもの	□障害者手帧	長				
申請・		障がい福祉係(②63-5				
お問い合わせ窓口	各支所・行政	かサービスセンター 障が	い福祉担当窓口			
っういんこうつうひじょせい 通院交通費助成					身体	ほか
たいしょうしゃ 対象者		ほ法を必要とする方				
	②特定疾患・	していなんびょう しょうにまんせいとくていし 指定難病・小児慢性特定項	き患の方			
ないよう 内容	っういんいりょう う 通院医療を受	けるための交通費の一部を	<sub>じょせい</sub> 助成します。			
	通院する方が	*未就学児及び小学生で付き	ぇ ないを必要とす	· る場合に	は、付き	<sup>そ</sup> 添い者
		も助成の対象となります。				
		フシー券を利用した場合は対象	う 東になりません。			
	くぶん <b>区分</b>	きじゅん <b>基準</b>	がく <b>額</b>		補助	<b>率</b>
	バス	したく も よ 自宅の最寄りのバス停から	。 <b>医療機関までの</b>	おうふくがく 往復額	50%	
	じかようしゃ <b>自家用車</b>	じたく 自宅から医療機関までの名	<sup>うふくきょり</sup> 主復距離で、 I kn	nあたり	50%	
		I 5円を乗じて得た額				
	船	りょうつ にいがたかん 両津から新潟間における・	たどきせん 佐渡汽船の往復	乗船に	50%	
		がが がく 係る額。※車両運賃含まな				
	toji) <b>鉄道</b>	医療機関の所在する最寄り		類とす	50%	
		る。ただし、1年12回を	で限度とする。			
		または各種受給者証				
tんせい ひつよう 申請に必要なもの	□車検証(自家用車で申請する場合)					
	□振込先金融					
しんせい	しゃかいふく しか	しょう ふくしがかり				
はまい。 申請・ お問い合わせ窓口		しょう 障がい福祉係(☎63-5 なサービスセンター 障が				

つうしょこうつうひじょせい	
通所交通費助成	

身体

りょういく 療育

精神

対象者	障害福祉サー	ービス(就 労移行支援または就 労継続支援)を利用	して作業所へ
	っうしょ 通所している	<sup>かた</sup> 方	
ないよう 内容	さぎょうしょ つうしょ 作業所へ通所	するための交通費の一部を助成します。	
	※通所時にタク	フシー券を利用した場合は対象になりません。	
	くぶん <b>区分</b>	きじゅんがく <b>基準額</b>	ほじょりつ <b>補助率</b>
	バス	じたく 自宅の最寄りのバス停から事業所までの往復額	50%
	じかようしゃ <b>自家用車</b>	e になく しぎょうしょ おうふくきょり 自宅から事業所までの往復距離で、 l kmあたり l 5	50%
		えん じょう え がく 円を乗じて得た額	
	船	両津から新潟間における佐渡汽船の往復乗船に係	50%
		る額。※車両運賃含まない。	
	<sub>てつどう</sub> <b>鉄道</b>	事業所の所在する最寄りの駅までの往復額とする。	50%
		ただし、1年12回を限度とする。	
	□障害者手帕		
しんせい ひつよう 申請に必要なもの	□車検証(自	゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚	
	ふりこみさききんゆう 口振込先金融	<sup>きかん つうちょう</sup> 機関の通 帳	
申請・		<sup>しょう</sup>	
お問い合わせ窓口	かくししょ ぎょうせ	い 女サービスセンター 障 がい福祉担当窓口	

しどうしゃうんてんめんきょしゅとくひじょせい 自動車運転免許取得費助成	身体	りょういく 療育	精神	ほか

がいまうしゃ対象者	しんたいしょうがいしゃてちょう きゅう きゅうしょじしゃ めんきょ しゅとく 身体障害者手帳   級~4級所持者で、免許を取得することにより就労や通院、
	通学などが見込める方
ないよう	普通自動車免許取得にかかる対象経費の3分のI(上限IO方円)を助成するこ
	とで、社会復帰の促進を図ります。
	【対象経費】
	にゅうがくきん ・入学金
	· 教習料金
	けんていりょう ・検定料
	そつぎょうしょうめいしょこうふてすうりょう ・卒業証明書交付手数料 など
しんせい ひつよう 申請に必要なもの	□□障害者手帳
申請に必要なもの	□振込先金融機関の通 帳
しんせい 申請・	社会福祉課 障がい福祉係(〒63-5113)
お問い合わせ窓口	かくししょ ぎょうせい 各支所・行政サービスセンター 障がい福祉担当窓口

身体

りょういく 療育

精神

ほか

### たいしょうしゃ対象者

つぎ きじゅん がいとう かた で、なおかつ歩行が困難または歩行に配慮が必要な方

< ぶん 区分			z j ů ž t vyk <b>交付基準</b>			
視覚障がい			身体障害者手帳   級~4級の方			
	へいこうき 平衡相	<sub>のうしょう</sub> 幾 <mark>能障がい</mark>		身体障害者手帳   級~5級の方		
<b>身</b> しんた		上肢		身体障害者手帳   級~2級の方		
身体障	肢になる	か肢		身体障害者手帳   級~6級の方		
が、	不ふ	体幹		身体障害者手帳   級~5級の方		
者。	自由は	のうげんせい	じょうしき のう 上肢機能	身体障害者手帳   級~2級の方		
		脳原性	いどうきのう 移動機能	身体障害者手帳   級~6級の方		
	その作	たないぶきのうし 也内部機能 [	ょう 獐がいなど	身体障害者手帳   級~4級の方		
ちてきし	<sub>よう</sub> 章がい	t* <b>者</b>		りょういくてちょうしょじしゃ 療育手帳所持者		
#NDAD43 精神障がい者			精神障害者保健福祉手帳   級~2級の			
ぱったつしょう 発達障がいのある方			歩行に介助者の特別な注意が必要と医療 きかん 機関または療育機関などが認めた方			
なんびょうかんじゃ 難病患者			とくていしっかんいりょうじゅきゅうしゃおよ とくていいりょうひ 特定疾患医療受給者及び特定医療費 していなんびょう いりょうじゅきゅうしゃ (指定難病)医療受給者			
こうれいしゃ <b>高齢者</b>			介護保険の要介護状態区分が要支援 I いじょう かた 以上の方			
<del>妊産婦</del>			原則として、妊娠7か月~産後   年半までの方			
その他けが人または病気などの方		た。 たなどの方	けが及び病気などで歩行が困難であることが診断書などにより確認できる方			

### ないよう

はん りょうしょう こうぶ りょうじ 県が利用証を交付し、利用時にはそれを車内に掲げることにより、障害者等用 駐車スペースを適正に利用いただくための制度です。

### 【駐車可能な駐車場】

しんせい ひつょう 申請に必要なもの	がいとう 次のうち該当するもの □障害者手帳 □受給者証 □介護保険証 □母子手帳
申請・	社会福祉課 障がい福祉係(霽63-5113)
お問い合わせ窓口	なくした。 ぎょうぜい 各支所・行政サービスセンター 障がい福祉担当窓口
	新潟県福祉保健部障害福祉課(窓025-280-5211)

### しんたいしょうがいしゃようじどうしゃかいぞうひとうじょせい身体障害者用自動車改造費等助成

身体

ほか

ないしょうしゃ対象者

本人運転:身体障害者手帳 I 級~2級を所持している方、または、運転

めんきょしょう かいぞう ようけん きさい かた かいぞう しゃかいさんか 免許証に改造の要件の記載がある方で、改造することで社会参加

が見込まれる方

かいごしゃうんてん しんたいしょうがいしゃてちょう きゅう しょじ みずか うんてん へるま 介護者運転:身体障害者手帳I級~2級を所持し自ら運転できない車いす

利用者がいる世帯で、改造することで社会参加が見込まれる方(障がいのある方の通院などのために継続して 週 3 回以上使用するた

めに改造するものも含む)

ないよう

しどうしゃ かいぞう けいひ いちぶ じょせい 自動車の改造、または改造された自動車の購入にかかる経費の一部を助成します。

 区分		じょせいきじゅんじょうげんがく 助成基準上 限額
ほんにんうんてん 本人運転	IO万円	
かいごしゃうんてん <b>介護者運転</b>	新車購入	<sup>まくししゃりょう</sup> 福祉車 両 <sup>※ </sup>   台あたり   2万円
		その他の車 両 ※2   台あたり 6 万円
	ちゅうこしゃ 中古車	初年度登録年月から 36 か月以内の福祉車 両
	購入	台あたり 7万円
		が年度登録年月から 37 か月以上の福祉車 両
		台あたり 4万円
	かいごようしゃりょう	I O 方円
	への改造	

- ※ | 福祉車両とは、介護用車両のうち車いすを使用し、首ら運転できない重度の障がい者などを乗せることができる車両で、購入に係る消費税が非課税となるもの。
- $\frac{\pi^2}{2}$  その他の車両とは、介護用車両のうち助手席回転シートまたは回転スライドシートのみを装備した車両で、購入に係る消費税が課税されるもの。

しんせい ひつよう 申請に必要なもの	じぜん そうだん こうにゅうご しんせい たいしょう ※事前にご相談ください。購入後の申請は対象になりません。 □障害者手帳 □見積書 うんてんめんきょしょう □運転免許証
申請・	しゃかいふくしか しょう ふくしがかり 社会福祉課 障がい福祉係(〒63-5113)
お問い合わせ窓口	を支所・行政サービスセンター 障がい福祉担当窓口

# こうきょうこうつううんちん こうそくどうろ かくしゅりょうきん わりびき 公共交通運賃・高速道路・各種料金の割引

こうきょうこうつううんちん わりびき公共交通運賃の割引

身体

りょういく 療育

せいしん 精神

こうきょうこうつうきかん 公共交通機関	たいしょうくぶん <b>対象区分</b>	わりびきたいしょうしゃ 割引対象者	わりびきりつ <b>割引率</b>
JR	りょういくてちょう だい しゅりょういくてちょう 療育手帳A	本人のみ ※101 km以上利用する場合のみ	普通乗車券 50%
	せいしんしょうがいしゃほけんふくしてちょう 精神障害者保健福祉手帳	ほんにん かいごしゃ めい 本人と介護者   名	ふつうじょうしゃけん 普通乗車券
	************************************		回数乗車券 50%
			普通急行券
			でいきじょうしゃけん 定期乗車券
			ンスラにていきじょうしゃけん のぞ ※小児定期乗車券を除く
	しんたいしょうがいしゃてちょう だい しゅ 身体障害者手帳 第2種 りょういくてちょう 療育手帳B	本人のみ ※101 km以上利用する場合のみ	当可引 ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) (
	療 育 手帳 B せいしんしょうがいしゃほけんふくしてちょう 精神障害者保健福祉手帳	※101 km以上利用する場合のみ さいみまん ほんにん 12歳未満の本人と	できょうしゃけん 50% 定期乗車券 50%
	2 級 · 3 級	かいごしゃしめい	しょうにていきじょうしゃけん のぞ ※小児定期乗車券を除く
バス	バス運賃割引取扱い一覧表	とご覧ください。	
t どしない <b>佐渡市内</b>	がおじゃしんっ しょうがいしゃてちょう 顔写真付きの障害者手帳を	バス運賃取扱い一覧表の	いちじょうしゃ 一乗車250円を超え
<sup>ろせん</sup> 路線バス	お持ちの方	くぶん じゅん 区分に 準 じる	た場合は、一律250月
cj (jj h t h <b>航空運賃</b>	しんたいしょうがいしゃてちょう 身体障害者手帳	ほんにん 本人のみ、または本人と	事業者または路線に。
	りょういくてちょう 療育手帳	かいごしゃ めい 介護者   名	って異なる
	せいしんしょうがいしゃほけんふくしてちょう 精神障害者保健福祉手帳	※詳しくは航空会社へお問い合	(30%~50%)
	1 / + 1 1 1 2 40 1 1 2 7 + 1 2	わせください。	
タクシー	しんたいしょうがいしゃてちょう 身体障害者手帳		10%
	りょういくてちょう 寮育手帳	※各タクシー会社により取扱い	 いが異なる場合があります。
		割引の有無や割引率などについ	ては、利用前にタクシーな
		社へご確認ください。	

さ ど きせんうんちん <b>佐渡汽船運賃</b> ※CF…カーフェリー JF…ジェットフォイル	りないしょうがいしゃてちょう だい しゅ 身体障害者手帳 第   種 りょういくてちょう 療育手帳 A せいしんしょうがいしゃほけんふくしてちょう 精神障害者保健福祉手帳	ほんにん 本人のみ ほんにん かいごしゃ めい 本人と介護者1名	CF2等 JF ※燃料は100mmがから格変動調整金を除く CF全等級 JF ※燃料は100mmがから格変動では200mmがから格を発く CF全等級 JF ※燃料は100mmがら格を変動調整金を変動調整金を変動調整金を変動調整金を変します。	50%
	りないしょうがいしゃでちょう だい しゅり 身体障害者手帳 第2種 りょういくでちょう 療育手帳 B せいしんしょうがいしゃほけんふくしてちょう 精神障害者保健福祉手帳 2級・3級	ほんにん 本人のみ	CF2等 JF ※ 燃料料 価格 交動調整金 を 除く	

### ◇利用方法

乗車券など購入時や運賃支払い時に各種手帳を提示してください。 かくじぎょうしゃ と おくしゅてちょう ていじ かくじゅてちょう ていじ かくじゅてちょう でいじ かくじゅてちょう でいじ お は を 提示してください。 
詳しくは、各事業者へお問い合わせください。

# ■バス運賃割引取扱い一覧表

くぶん <b>区分</b>	じょうしゃけん しゅるい 乗車券の種類	ほんにん <b>本人</b>	かいごしゃ	わりびきりつ 割引率
りないしょうがいしゃてちょう だい しゅ 身体障害者手帳 第一種	ふつうじょうしゃけん 普通乗車券	0	0	50%
身体障害者手帳 第2種( 級~3級)	ふつうじょうしゃけん さいみまん 普通乗車券(12歳未満)	0	0	5 0 %
リェういくできょう   <b>療育手帳A</b>	でいきじょうしゃけん 定期乗車券	0	0	
じどうふくしほう てきょう う 児童福祉法の適用を受けている者 わりびきしょうめいしょほじしゃ (割引証明書保持者)	でいきじょうしゃけん さいみまん 定期乗車券(12歳未満)	×	0	30%
り体障害者手帳 第2種(4級~6級)	ふつうじょうしゃけん 普通乗車券	0	×	50%
<del>擦 育手帳 B                                     </del>	ふつうじょうしゃけん さいみまん 普通乗車券(12歳未満)	0	0	5 0 %
	でいきじょうしゃけん 定期乗車券	0	×	2.00/
	でいきじょうしゃけん さいみまん 定期乗車券 (12歳未満)	×	0	30%
精神障害者保健福祉手帳 (顔写真付き)	ふつうじょうしゃけん 普通乗車券	0	×	E 0.0/
	ぶつうじょうしゃけん さいみまん 普通乗車券(12歳未満)	0	×	50%
	でいきじょうしゃけん 定期乗車券	0	×	3 0 %
	でいきじょうしゃけん 定期乗車券(12歳未満)	×	×	_

# 8 その他

### ヘルプマーク・ヘルプカード

身体

りょういく 療育

せいしん **精神**  ほか

◇ヘルプマークは、義足や人工関節を使用している方、内部障がいや難病の方、妊娠初期の方、または ・ 発達障がいの方など、援助や配慮を必要としていることが外見からは分からない方々が、周囲に対して 配慮を必要としていることを知らせるためのものです。このマークを使用することで、援助を得やすくなります。

◇ヘルプカードは、障がいのある方などが困ったときに周囲に助けを求めるためのもので「手助けが必要な人」と「手助けできる人」を結ぶカードです。カードには、障がいや困りごとの内容、お願いしたいことを記入しておき、周囲の人に提示することで、支援をお願いすることができます。

対象者	障がいのある方や難病患者、高齢者、妊娠している方、その他ケガや病気の方など、必要な方は誰でも持つことができます。
ひょう 費用	無料で配布しています。
	※配布の際、簡単なアンケートにご協力ください。
配布場所	しゃかいふくしか しょう ふくしがかり 社会福祉課 障がい福祉係(②63-5113)
	かくししょ ぎょうせい ふくしたんとうまどぐち 各支所・行政サービスセンター 障がい福祉担当窓口
	新潟県福祉保健部障害福祉課(②025-280-5211)

### いしそっうしえんしゃはけん 意思疎通支援者派遣

身体

意思疎通を図ることに支障がある聴覚障がい者などに意思疎通支援者 (手話通訳者、要約筆記者など) を はけん 派遣します。

対象者	まようかく       聴覚に障がいがある方       おんせい げんごきのうしょう       音声・言語機能障がいがある方
派遣支援者	しゅわつうやく しゅわつうやくし しゅわつうやくしゃ 手話通訳 (手話通訳士・手話通訳者など) ようやくひっき ようやくひっきしゃ 要約筆記 (要約筆記者など)
費用	無料 ※ただし、派遣依頼場所から移動する場合、活動中に要する交通費は利用者負担となります。
しんせい ひつよう 申請に必要なもの	しんせいしょ まどぐち 口申請書(窓口にあります。) ※派遣希望日の2週間前までに申請してください。
申請・お問い合わせ窓口	そうごうふくしそうだんしぇん 総合福祉相談支援センター(圏63-3127) かくししょ ぎょうせい 各支所・行政サービスセンター 障がい福祉担当窓口

# しょうがいふくし 障害福祉サービス

しょうがいしゃてちょう しんたいしょうがいしゃてちょう りょういくてちょう せいしんしょうがいしゃほけんふくしてちょう も かた じりっしえんいりょう せいしん 障害者手帳(身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳)をお持ちの方、自立支援医療(精神 った。 リェラ かた していなんびょう じゅきゅうしゃしょう も かた リェラ 通院)を利用している方、指定難 病の受 給 者 証 をお持ちの方が利用できるサービスです。

※65歳以上の方及び40~64歳(介護保険第2号被保険者)の方で、介護保険サービスの利用が可能な方は、 がいごほけん ゆうせん 原則として介護保険が優先となります。

> 看···18歳以上 兜⋯18歳未満

	サービス種別	ないよう 内容	たいしょう 対象
	またくかいご 居宅介護 (ホームヘルプ)	したく にゅうよく はい 自宅で入浴・排せつ・食事の介護などを行います。	<b></b> 图
	重度訪問介護	重度の肢体不自由者または、重度の知的障がいもしくは 世度の肢体不自由者または、重度の知的障がいもしくは 精神障がいにより行動上著しい困難を有し常に介護を ひつよう となる方に、自宅での人浴・排せつ・食事の介護、外出 時に介護を行います。	畬
	同行援護	しかくしょう れた かいしゅつ れた がいしゅつ 視覚障がいにより、移動に 著 しい困難を有する方が外出 するとき、必要な情報提供や介護を行います。	<b></b> 图
	こうどうえんご 行動援護	知的障がいや精神障がいにより行動に著しい困難を有する障がい者が行動するときに、危険を回避するために必要な援護や外出援護を行います。	<b>a</b>
介護給付	りょうようかいご 療養介護	医療と常時介護を必要とする方に、医療機関で機能訓練、 りょうようじょう かんり かんご かいごおよ にちじょうせいかつ しえんを 行い 療養 上の管理、看護、介護及び日常生活の支援を行います。	畬
	生活介護	った。かいででできょう。 かた できま にゅうよく はい はい でいきょう でいまう でいまう でいまう でいま を必要とする方に、昼間、人浴・排せつ、食事の でいき などを 行うとともに、創作的活動または生産活動の きかい ていきょう 機会を提供します。	8
	短期入所 (ショートステイ)	自宅で介護する方が病気の場合などに、短期間、夜間も含めた施設などで、入浴・排せつ・食事の介護などを行います。	<b>看</b>
	じゅうどしょうがいしゃとうほうかつしぇん 重度障害者等包括支援	かいで ひつようせい たか かた きょたくかいで ふくすう 介護の必要性がとても高い方に、居宅介護など複数のサー ビスを包括的に 行います。	<b></b> 图
	しせつにゅうしょしぇん 施設入所支援	たまったゅうしょ かた やかん きゅうじつ にゅうよく はい たまく はい 施設に入所する方に、夜間や休日、入浴・排せつ・食事の介護などを行います。	畬

	じりっくんれん きのうくんれん 自立訓練(機能訓練)	自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定 きかん しんたいきのう いじ こうじょう ひつよう 〈んれん おこな 期間、身体機能の維持、向上のために必要な訓練を行い ます。	8
	自立訓練(生活訓練)	自立した日常生活または社会生活ができるよう一定期間、 せいかつのうりょく いじ こうじょう しょん くんれん おこな 生活能力の維持、向上のために必要な支援、訓練を行います。	<b>a</b>
	就労移行支援	一般企業などへの就労を希望する方に、一定期間、就労 たいます。 ちしきおよいのうりょく こうじょう いっぱいきかん しゅうろう たいます。 ちしきおよいのうりょく こうじょう いっぱい くんれん おこな に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。	<b>a</b>
Sui /	きょうどうせいかつえんじょ 共 同 生活援助 (グループホーム)	やかん きゅうじつ きょうどうせいかつ おこな じゅうきょ そうだん にゅうよく はい 夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談・入浴・排せつ・食事の介護・日常生活上の援助を行います。	畬
訓練等給付	就労養がなくしまた 就労継続支援 (A型)	一般企業などへの就労が困難な方に、雇用して就労の を表するとともに、能力の向上のために必要な くんれん おこな 訓練を行います。	<b></b>
	はかうろうけいぞくしょん 就労継続支援(B型)	一般企業などで就労が困難な方に、就労する機会を提供するとともに、能力などの向上のために必要な訓練を行います。	<b>a</b>
	はかうるうせんたく しぇん 就労選択支援	はかります。 では、 では、 では、 でいます。 でいます。 だい者の希望や能力、就労に必要な配慮について、 障がい者本人と支援者が一緒に整理・評価を行い、一般就労では、 で適切な就労系障害福祉サービスに繋げます。	<b>a</b>
	自立生活援助	施設入所支援や共同生活援助などから一人暮らしへ移行する方を対象に、一人暮らしに必要な理解力・生活力などを補うため、定期的な居宅訪問や随時の対応により日常生活における課題を把握し、必要な支援を行います。	8
相談支援	計画相談支援	障害福祉サービスを利用する方に対し、自立した生活を支え、抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて支援するため、サービス等利用計画を作成するとともに、一定期間ごとに定期的な障害福祉サービスの利用状況の確認(モニタリング)を行うなどの支援を行います。	<b>a</b>
<b>残</b> ん	まいきそうだんしえん 地域相談支援 ちいきいこうしぇん (地域移行支援)	施設や精神科病院などに入所・入院している障がい者に対し、住居の確保その他地域における生活に移行するための計画作成や活動に関する相談、また、障害福祉サービス事業所への同行支援などを行います。	番

	+ 1 + 2 + 2 + 1   3		, 3 , 2, 1
相談支援	まいきそうだみしえん 地域相談支援 ちいきていちゃくしえん (地域定着支援)	たいしょうだん ないらの退所・退院や、家族との同居から一人暮らしに移行した方、また、地域生活が不安な方などに対し、常に連絡がとれる体制を確保し、 障がいの特性によって 生じた緊急事態に、緊急訪問や相談などの必要な支援をおこないます。	<b>a</b>
	しどうはったつしえん 児童発達支援	しゅうだんりょういくおよ こべつりょういく おこな ひつよう 集団 療育及び個別療育を行う必要があると認められる未就学の障がいのある児童について、日常生活における基本的な動作の指導や集団生活の適応訓練などの支援を行います。	<b>®</b>
障がい児支援	放課後等デイサービス	じゅぎょう しゅうりょうご きゅうこうび しせつ つうしょ せいかつ 授業の終了後または休校日に、施設に通所して、生活のうりょくこうじょう いっよう くんれん しゃかい こうりゅうそくしん 能力向上のために必要な訓練、社会との交流促進などの支援を行います。	<b>®</b>
援ℳ	しょうがいじそうだんしえん 障害児相談支援	障害児通所支援の利用に係る障害児支援利用計画を作成するとともに、一定期間ごとに定期的な障害福祉サービスの利用状況の確認(モニタリング)を行うなどの支援を行います。	<b>®</b>
	そうだんし えんじぎょう 相談支援事業	障がい者やその家族などからの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、福祉サービスの利用援助などを支援するとともに、虐待防止などの権利擁護のために必要な支援を行います。	-
	せいねんこうけんせいどりょうしえんじぎょう 成年後見制度利用支援事業	知的障がいや精神障がいがあり、判断能力が不十分な方の成年後見制度の利用支援と制度利用に係る費用について助成します。	_
地域生活支援事業	意思疎通支援事業	たっかくきのうしょう たんせい げんごきのう た しょう 聴覚機能障がい、音声・言語機能その他の障がいのため、 しきです はばか かた 意思疎通を図ることに支障のある方とその他の方の意思	-
要 業 う	日常生活用具給付等事業	じゅうどしょう しゃ たい じりっしぇんようぐ にちじょうせいかつようぐ 重度障がい者に対し、自立支援用具など日常生活用具のきゅうふ おこな 拾付などを行います。	-
	しゅわほうしいんようせいけんしゅうじぎょう 手話奉仕員養成研修事業	しゅわ にちじょうせいかつ おこな ひつよう しゅわご いおよ しゅわ 手話で 日常生活を 行うのに必要な手話語彙及び手話 ひょうげんぎじゅつ しゅうとく しゅわほうしいん ようせい 表現技術を習得した手話奉仕員を養成します。	-
	がどうしえんじぎょう 移動支援事業	をくがい いとう こんなん かた 屋外での移動が困難な方について、外出のための支援を おこな 行います。	-
	はずもんにゅうよく はぎょう 訪問入浴サービス事業	重度障がい者で自宅や施設での入浴が困難な方に入浴 の介護を行います。	-

	/ ことにまれる	13.0	\1 \%
	たいきかっとうしぇん 地域活動支援センター	まうさくてきかつどう せいさんかつどう きかい ていきょう しゃかい 創作的活動または生産活動の機会の提供、社会の こうりゅう そくしん なごな で流の促進などを行います。	_
	にっちゅういち じしえんじぎょう 日中一時支援事業	しょう しゃ にっちゅうかつどう ぱ ていきょう しょう しゃ 障 がい者などの日 中活動の場を提供し、障がい者	_
		などの家族の就労支援や障がい者を日常的に介護 している家族の一時的な負担軽減を図ります。	
	せいしんしょうがいしゃとうせいかつしえんじぎょう 精神障害者等生活支援事業	まいしんしょう たいしょう しゃかいせいかつぎのうおよ しゅうろう 精神障がい者などを対象に、社会生活技能及び就労	_
地域生活支援事業		はか びょうじょう はか だょうじょうさいはつ ぼうしおよ しゃかい 意欲の向上などを図り、病状再発の防止及び社会 ふっき そくしん にちじょうせいかつじょうひつよう くんれん しどう 復帰を促進するため、日常生活上必要な訓練・指導な	
活支点	ほいくえんとうじゅんかいしえんじぎょう	どを行います。 しない ほいくえん じゅんかいしえんせんもんいん ていきてき じゅんかい	
援んじぎょ	保育園等巡回支援事業	では、 しょくえん しゅんかいしえんせんもんいん ていきてき じゅんかい 市内の保育園などを巡回支援専門員が定期的に巡回し、子どもの行動観察を通じて担当保育士などへの	_
<b>木</b> î		し、子どもの行動観察を通じて担当保育士などへの はよげん ひつよう おう かんけいきかん れんけい そうきはったつしえん 助言、必要に応じて関係機関と連携し、早期発達支援が	
		受けられるようすすめます。	
	じどうしゃうんてんめんきょしゅとくひじょせいじぎょう 自動車運転免許取得費助成事業	り体障害者手帳   級~4級の交付を受けている方	_
	<b>アンシー ふかいごうひとう にせい アギェ</b> う	の自動車運転免許取得に要する費用を助成します。 しんたいしょう しゃ じどうしゃ かいぞうひょう じょせい	
	はどうしゃかいぞうひとうじょせいじぎょう 自動車改造費等助成事業	身体障がい者の自動車の改造費用を助成します。	_
		かいぞうまえ こうにゅうまえ しんせい ひつよう 改造前(購入前)の申請が必要です。	

### ■障害支援区分が必要なサービス

○…利用できるサービス ×…利用できないサービス

				$\circ$	11/11 ( 5 0		11111 6 6	
しょうがい <b>障 害</b>	しぇんくぶん <b>支援区分</b>	<sup>ひがいとう</sup> 非 <b>該当</b>	区分	くぶん 区分2	くぶん 区分3	くぶん 区分4	くぶん 区分5	くぶん 区分6
****	つういんとうかいじょ 通院等介助 (身体介護あり)	×	×		0	(要件あり	)	
	じょうきいがい 上記以外	×	0	0	0	0	0	0
じゅうどに <b>重度</b>	<sup>まうもんかいご</sup> <b>訪問介護</b>	×	×	×	×	0	(要件あり	)
どうこ <b>同</b> 名	こうえんご <b>行援護</b>	0	0	0	0	0	0	0
行	ごうえんご <b>動援護</b>	×	×	×	○ (要件あり)			
りょう <b>療</b> :	<sup>ようかいご</sup> <b>養介護</b>	×	×	×	×	×	〇 (要 <b>f</b>	4あり)
tiva 生;	<sup>かつかいご</sup> 活 <b>介護</b>	×	×	(50歳以上)	0	0	0	0
短其	きにゅうしょ 男 <b>人 所</b>	×	0	0	0	0	0	0
じゅうどしょうがい 重度障害	しゃとうほうかつしぇん <b>者等包括支援</b>	×	×	×	×	×	×	0
しせっに <b>施設</b> 2	<sup>ゅうしょしぇん</sup> 入所 支援	×	×	×	〇 (50歳以上)	0	0	0

※その他のサービス利用については障害支援区分に関わらず利用可能です。

(ただし、利用する事業所によっては区分を求められることがあります。)

# ◆サービス利用の流れ

そうだんしんせい 日相談・申請

し そうだんしぇんじぎょうしょ そうだん りょう 市または相談支援事業所に相談し、利用したいサービスに ついて申請します。

 $\nabla$ 

②調査

にんていちょうさいん げんざい せいかつ しょう じょうきょう ちょうさ 認定調査員が、現在の生活や 障 がいの 状 況 について調査 します。

 $\nabla$ 

③認定

まうさ けっか いりょうきかん い しいけんしょ 調査の結果および医療機関からの医師意見書をもとに しんさかい しょうがいしぇんくぶん けってい 審査会で障害支援区分を決定します。

 $\nabla$ 

けいかくあんさくせい

していそうだんしえんじぎょうしゃ りょうしゃ きぼう こうりょ い 指定相談支援事業者が、利用者の希望などを考慮に入れた とうりょうけいかくあん さくせい サービス等利用計画案を作成します。

 $\nabla$ 

⑤支給決定

りょう 利用するサービスの種類と支給量が決まり、障害福祉サ ービス受給者証が交付されます。

 $\nabla$ 

6計画作成・契約

けいかくあん もと そうだんしえんせんもんいん とうりょうけいかく 計画案に基づき、相談支援専門員がサービス等利用計画を toketu

サービスを提供する事業所と契約をします。

 $\nabla$ 

⑦サービス利用

サービスの利用を開始します。

 $\nabla$ 

⑧モニタリング

<sup>ていきてき</sup> 定期的にサービスの見直しを 行 います。

からだ くあい せいかつかんきょう か 体 の具合や生活環境が変わったときには担当の相談支援 せんもんいん そうだん マラだん 専門員に相談してください。

■利用するサービスによって「障害支援区分」や「サービス等利用計画」が不要な場合があります。まずは相談支援事業所、または市へお問い合わせください。

# ◆サービス利用のための負担額

しょうがいぶくし しょうがいじつうしょしぇん りょうりょう げんそく でいきょう よう でょう 管 害福祉サービスおよび障害児通所支援サービスの利用料は、原則としてサービス提供に要した費用の トリットル せたい しょとくじょうきょう おう いたんじょうげんがく せってい 1割負担ですが、世帯の所得状況に応じて、負担上限額が設定されています。

区分		たいしょうしゃ <b>対 象 者</b>	ふたんじょうげんげつがく 負担上限月額
せいかつ ほ ご <b>生活保護</b>	せいかつほごじゅきゅうせたい生活保護受給世帯	の方	0 円
TNU 2 E < <b>低所得</b>	しみんぜいひかぜいせたい 市民税非課税世帯	0 元	
		*** <sup>c</sup> せいかつ しょう おた	4, 600荒
いっぱん 一 <b>般</b>	しみんぜいかぜいせたい 市民税課税世帯	またく せいかつ また かた 居宅で生活する 障 がい者の方 (所得割 I 6 万円未満) 20歳未満の施設入 所者 (所得割 2 8 万円未満)	9,300克
ਾ ਅੰਪ <b>ਅੰਪ</b> 2	Lみんぜいかぜいせたい 市民税課税世帯で	いっぱん 一般 I に該当しない方	37,200円

※同じ世帯に障害福祉サービスを利用する方や補装具費を支給されている方が複数いる場合などで、世帯の 自己負担額の合計が基準額を超える場合に、高額障害福祉サービス等給付の支給対象となります。詳しく は、別冊「障害福祉サービスのご案内」をご覧ください。

■所得を判断する際の世帯の範囲は次のとおりです。

<b>種別</b>	世帯の <b>範囲</b>
障がい者(18歳以上、施設人所の場合は 20歳以上)	障がいのある方とその配偶者
<b>障がい児 (上記以外)</b>	保護者の属する住民票での世帯



# せいねんこうけんせいど成年後見制度

知的障がい、精神障がい、認知症などの理由で判断能力の不十分な方々は、預貯金などの財産を管理したり、介護などのサービスや施設への入所に関する契約を結ぶなど、自分で判断することが難しい場合があります。また、自分に不利益な契約であってもよく判断ができずに契約を結んでしまい、無徳商法などの被害にあう恐れもあります。このような判断能力の不十分な方々を保護し、支援するのが成年後見制度です。

■ご本人の判断能力の程度に応じて、次の区分に分けられます。

くぶん区分	ご本人の判断能力		<sup>えんじょしゃ</sup> 援助者
こうけん <b>後見</b>	<sup>まった</sup> 全くない	せいねんこうけんにん 成年後見人	
保佐	*************************************	保佐人	かんとくにん せんにん 監督人を選任することがあります。
補助	ふじゅうぶん 不十分	補助人	
			ん くがあらかじめ結んでおいた任意後見契約に
にんいこうけん 任意後見	したがって任意後見人	いいほんにん えんじょ せいど 、が本人を援助する制度で	ずていさいばんしょ にんいこうけんかんとくにん せんにんごす。家庭裁判所が任意後見監督人を選任し
	たときから、その契約	、 」の効力が生じます。	

### お問い合わせ・ご相談はこちらへ

をとしてもかいふくしきょう きがい せいねんこうけん 佐渡市社会福祉協議会 成年後見センター 圏81-1155 FAX81-1156

#### にちじょうせいかつじ り つ し えんじぎょう

### 日 常生活自立支援事業

認知症の高齢者、知的障がいのある方、精神障がいのある方の中で、日常の生活をしていく上で、必要な 温祉サービスの利用などについて自分ひとりの判断に不安のある方が、住み慣れた地域で安心して暮らせる ように、福祉サービス利用援助を中心として日常的な金銭管理サービス、書類などの預かりサービスを 行います。

※ご本人との契約によるサービスとなりますので、ご本人の利用希望と、この事業でお手伝いする内容を 理解できる判断能力が必要です。

### お問い合わせ・ご相談はこちらへ

さ ど し しゃかいふくしきょうぎかい にちじょうせいかつじりっしぇんじぎょう 佐渡市社会福祉協議会 日常生活自立支援事業 圏81-1150 FAX81-1156

### しょう **障がい児にかかる支援**

# ◆放課後等デイサービス

内容	まも さい しょう たいしょう たいしょう にこうかご まっやす 主に 6歳~18歳の 障 がいのある児童を対象に、放課後または夏休みなど長期 まゅうぎょうび せいかつのうりょくこうじょう くんれん こうりゅうきくしん しょん おこな 休業日に、生活能力向上の訓練および社会との交流促進などの支援を行います。
## to a state of the state of	しゃかいふくしか しょう ぶくしがかり 社会福祉課 障がい福祉係 (圏 6 3 - 5     3) がくししょ ぎょうせい ろう はら ぶくしたんとうまどぐち 各支所・行 政 サービスセンター 障がい福祉担当窓口

# じどうはったつしえんじぎょう ◆児童発達支援事業

- ないよう 内容	ことばや 心と体の成長に心配のある乳幼児が保護者とともに参加し、個別での
	にどう しょうにんずう しょうしゅうだん 指導や少人数(小集団)での遊びや交流を通して個の能力を伸ばすお手伝い
	をする場です。
	ようじりょういくしぇんきょうしっ 幼児療育支援教室「じゃんぷ」と幼児ことばこころの教室「さくらんぼ」、幼児
	とうさりょうほうきょうしつ 動作療法教室「まつぼっくり」を開催しています。「落ち着きや集中力に心配
	のある児のクラス」や「コミュニケーションなどに心配のある児のクラス」「発音
	のあやまりなどを改善するクラス」「体 や指先の動きに心配がある児のクラス」
	などがあります。また、保護者や関係者への療育指導や相談も行っています。
お問い合わせ窓口	をとして わかものそうだん 佐渡市子ども若者相談センター (電58-8077)

### ほいくえんとうじゅんかいしえんじぎょう ◆保育園等巡回支援事業

ないよう 内容	しない ほいくえん じゅんかいしょんせんもんいん ていきてき じゅんかい こうどうかんさつ つう 市内の保育園などを巡回支援専門員が定期的に巡回し、子どもの行動観察を通
	たんとうほいくし じょげん ひつよう おう かんけいきかん れんけい そうきはったつしえん うじて担当保育士などへの助言、必要に応じて関係機関と連携し、早期発達支援が受
	けられるようお手伝いします。
お問い合わせ窓口	でとして 佐渡市子ども若者相談センター(☎58−8077)

# ◆ペアレント・トレーニング事業

ないよう 内容	発達障がいをもつお子さんの保護者を対象とした子育てセミナーです。子ども
	の行動特徴を客観的に観察し、グループ討議やホームワークを通して対応のコ
	ツをトレーニングします。
	3~5歳児を対象とした幼児版と、小学校低学年を対象とした小学生版があ
	ります。
お問い合わせ窓口	さとして かものそうだん 佐渡市子ども若者相談センター (電58-8077)

# ◆佐渡ことば・こころの教室

<sup>ないよう</sup> 内容	お子さんの「発音のあやまり」「吃音」「言葉の遅れ」などの指導・相談をお受けし
	ています。また、「読む・書く・聞くなど特定なことが苦手」「落ち着きのなさや
	しゅうちゅうりょく ひと 集中力・人とのコミュニケーションが気になる」といったお子さんの指導・相談
	もお受けしています。
お問い合わせ窓口	************************************
	(霽27-2185:両津中学校内)

### りょういくそうだん ◆療育相談

内容	乳幼児の発育・発達・関わり方などについて、専門小児科医による相談会を年3回 開催しています。
お問い合わせ窓口	はんこういりょうたいさくか 健康医療対策課(②63-3115) かくししょ ふくしほけんがかり 各支所 福祉保健係 さとほけんしょ 佐渡保健所(②74-3407)

# ◆巡回相談

ないよう	こともの家庭や学校での問題行動、発達について相談をお受けします。
お問い合わせ窓口	にいがたけんちゅうおうふくしそうだん 新潟県中央福祉相談センター 佐渡駐在所(②74-3390)



そうごうふく しそうだんしえん

# 総合福祉相談支援センター (障がい者基幹相談支援センター)

# そうごうふくしそうだんしぇん ▶総合福祉相談支援センターの業務

まいま、せいかつ 地域で生活されているみなさまの、福祉に関する「お困りごと」「気になること」などお気軽にご相談くだ さい。

- I○内容に応じて適切な関係機関におつなぎします。
- ・ がだい せいり ○課題を整理したうえで解決方法を一緒に 考 えます。

### 総合福祉相談支援センターの業務内容

- ●福祉に関する総合相談窓口
- ●ひきこもり支援事業
- 障がい者基幹相談支援センター事業

#### しゃき かんそうだんし えん ◆ 障 がい者基幹相談支援センターの業務

しょう かた かぞく かんけいきかん かたがた そうだん おう ひつよう しぇん じょうほうていきょう おこな 障 がいのある方やそのご家族、関係機関の方々からの相談に応じ、必要な支援や情 報 提 供 を 行 います。 □ はんにん しきぼう たいせつ ご本人の希望を大切にし、より自分らしく生活できるようお手伝いいたします。

- ○専門機関と連携し、生活全般の相談をお受けします。
- ○施設や病院などから、「地域で暮らしたい」という思いを支援します。
- せいねんこうけんせいど ふきゅうけいはつ しょう しゃ ぎゃくたい ぼうし さべつ かいしょう と への成年後見制度の普及啓発、 障 がい者の虐 待の防止および差別の解 消に取り組みます。

### 【相談窓口】

所 佐渡市千種232番地 市役所 社会福祉課 そうごうふくしそうだんしぇん **総合福祉相談支援センター** 

でんわ 63-3127 FAX 63-5121

かいしょじかん ごぜん じ 3%ん ご ご し 3%ん げっ きん どにちしゅくじっ ねんまっねんしのぞ 開所時間 午前8時30分~午後5時30分 月~金(土日祝日と年末年始除く)

### かき そうだんしえんじぎょうしょ そうだん う 下記の相談支援事業所でも相談を受け付けています。

そうだんしえんじぎょうしょ 相談支援事業所		でんわ	FAX
そうだんしえんじぎょうしょ 相談支援事業所	こもれび	67-7660	67-7784
そうだんしえんじぎょうしょ 相談支援事業所	さど	22-3977	22-3843
そうだんしえんじぎょうしょ 相談支援事業所	はまなすの家	51-1200	51-1201
そうだんしえんじぎょうしょ 相談支援事業所	愛らんど	070-4453-4026	67-7476
そうだんしぇん 相談支援センター	そらうみ	58-9150	58-9151
そうだんしえんじぎょうしょ 相談支援事業所	すたーと	090-5542-9879	_

# しょう しゃしゅうぎょう せいかつしぇん 障がい者就業・生活支援センターあてび

障がいのある方の「働いて自立した生活を送りたい」という気持ちを大切にして、ハローワークなどさまざまな関係機関と連携し、就職や職場定着に向けた支援および就業に伴う生活上の課題について支援を行います。電話やメールでの相談もしくは、来所いただいての相談となります。また、職場定着のために定期的に事業所を訪問し、必要に応じて家庭訪問も行います。

できるだけ多くの障がいのある方が、自分らしい生活を送ることができるよう、また、長く働き続けられるようさまざまな支援を提供します。

### ■障がいのある方への支援

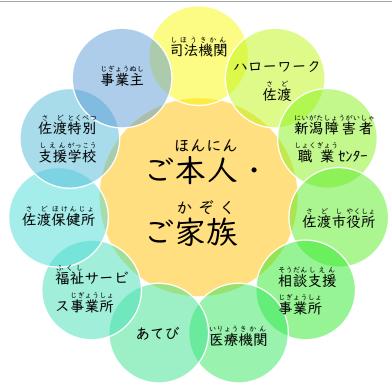
○就 業 支援	は、職に向けた準備支援(面接練習、履歴書の書き方など)、職場開拓、職場実習
	のあっせん、職場に定着するための支援など
○生活支援	けんこうめん しぇん しょてつづ しぇん にんげんかんけい なや そうだん かくしゅふくし 健康面での支援、諸手続きにおける支援、人間関係での悩み相談や各種福祉サービ
	スの利用のための相談支援など

### ■事業主の方への支援

しょう とくせい こょうかんり じっしゅう かくしゅこょうせいど せつめい 管 がいのある方の雇用についての相談 (障 がい特性や雇用管理、実 習 など)、各種雇用制度の説明、ジョブコーチ支援についての説明、雇用後の職場定 着を図るための支援など

### お問い合わせ・ご相談はこちらへ

障がい者就業・生活支援センターあてび ☎67-7740 FAX67-7784 E-mail:atebi.work@email.plala.or.jp



# しょう しゃだんたい た だんたい かつどう **障 がい者団体およびその他の団体の活動**

#### さどししんたいしょう しゃふくしきょうぎかい 佐渡市身体障がい者福祉協議会

しんたいしょう も かたがた きがる さんか けんしゅうかい 身体障がいを持った方々が気軽に参加できる研修会やスポーツなどを通じて、会員相互の交流・情報 こうかん ば くてき かつどう おこな 交換の場となることを目的に活動を 行っています。

### 佐渡市手をつなぐ育成会

まてきしょう 知的障がいがある方とその家族の会です。交流会や研修会などを通して、会員同士で悩みや情報を共有 し、支え合いながら福祉の増進を目指して活動しています。

## 佐渡市精神障がい者家族会 佐渡よつば会

神絡先 健康医療対策課 ②63-3||5

せいしん しょう かぞく たが ささ あ まな あ かぞく けんこう ほ じょうじょう はか 精神に 障 がいがある方の家族が、互いに支え合い、学び合いながら、家族の健康の保持向 上を図るととも に、福祉サービスなどの充実に向けた 働きかけなどの活動をしています。

### 佐渡杉っこクラブ(貝塚)

でいます。 個別に、子どものこころ・からだ・感覚に働きかける遊びの提供、子どもへの関わり方などの相談をお受けします。 学習会やおしゃべり会も開催しています。

詳細は主催者へお問い合わせください。

### おしごと体験チャオ

れらくさ こうえん 連絡先 香遠 圏090-974I-4I74 E-mail:prejobsado@gmail.com

特別な支援が必要な小学校5・6年生から高校3年生までの子どもが放課後や土日に週1回、1時間程度、ボランティアの「ジョブサポーター」に支えられながら、地域のお店や企業で行うおしごと体験を通じて、地域をつなぐ活動をしています。

### 佐渡市音訳とわの会

連絡先 西埜 雹75-2732

はかくしょう 視覚障がいがある方へ、情報・文化・コミュニケーションを楽しめるように、市報さどなどの広報誌を音訳 るくもと 録音したCDを希望者に郵送する活動をしています。

### ただししょう 佐渡市障がい者スポーツ協会

神経・ 電27-2040(奥田薬局内)

障がい者スポーツの普及、啓発をはじめ、選手の育成、強化および指導者の育成に取り組み、障がい者の 様なきょくてき、しゃかいさんか、そくしん 積極的な社会参加を促進するための活動を行っています。

#### にいがた さ と しょうがいしゃ 新潟佐渡障 害 者 フライングディスク 協 会

いつでも、どこでも、誰でも安全に取り組みやすいスポーツであるフライングディスク競技大会の開催と まょうぎ、ふきゅう しどうしゃ はけんじぎょう おこな 競技の普及、指導者の派遣事業を行っています。

### しないしょう ふくしかんけいきかんれんらくさき 市内障がい福祉関係機関連絡先

(市外局番0259)

### ◇居宅介護

ないよう	めいしょう 名称	所在地	でんわ電話	FAX
ざいたく	けあビジョンホーム さとほうもんかいご 佐渡訪問介護	952-1202 吉井本郷576番地6	61-1000	61-1010

## きょたくかいご ◇居宅介護

# ◇重度訪問介護

内容	名称		いまざいち 所在地	でんわ電話	FAX
在宅	社協へルパーステーション まごころ	952-0206	はたのこう 畑野甲531番地2	81-1621	66-4152
在宅	かいぎ 介護サービスセンター ふれあい館	952-1209	<sup>ちぐさ ぱんち</sup> 千種58番地I	63-2300	63-3180
在宅	きゅうかいご 老介護とき ヘルパーステーション	952-1304	L もながき ばんち 下長木466番地I	51-0097	51-0170
在宅	ツクイ佐渡中央	952-1212	<sup>はんち</sup> 泉 918番地I	61-1717	63-5157

#### どうこうえんご **令同行援護**

ないよう 内容	めいしょう 名 称		しょざいち 所在地	でんわ電話	FAX
ざいたく 在宅	tv**よう 社協へルパーステーション まごころ	952-0206	はたのこう ばんち 畑野甲531番地2	81-1621	66-4152

#### せいかつか いご ◇生活介護

からないよう	めいしょう 名 称	所在地		でんわ電話	FAX
つうしょ 通所	そよかぜ	952-1209	まぐさへい ばんち 千種丙205番地2	63-3858	63-3804
つうしょ 通所	はまなすの家	952-1313	<sup>ゃはたまち</sup> ばんち 八幡町340番地	51-1200	51-1201
つうしょ 通所	岩の平園	952-0108	<sup>かみにいぼ</sup> 上新穂1256番地	22-3880	22-3881
つうしょ 通所	第二岩の平園	952-0108	<sup>かみにいぼ</sup> 上新穂1256番地	22-4165	22-4166

# ◇就労継続支援B型

ないよう	めいしょう 名 称		所在地	でんわ電話	FAX
つうしょ 通所	<sup>sh</sup> 愛らんど畑野	952-0202	くりのえ 栗野江1810番地21	66-3901	66-3901
つうしょ 通所	さわやか	952-0101	まいぼながうね 新穂長畝910番地	22-3833	22-3843
つうしょ 通所	愛らんど相川	952-1511	あいかわさかえまち ばんち 相川栄町24番地3	74-0696	74-0696
つうしょ 通所	相川岩百合	952-1511	あいかわさかえまち ばんち 相川栄町24番地2	74-0017	74-0018
つうしょ 通所	サウスクラブ	952-0504	はもちほんごう ばんち 羽茂本郷525番地4	88-2815	88-2815
つうしょ 通所	愛らんど両津	952-0026	たての ばんち 立野252番地	67-7774	67-7774
つうしょ 通所	まつはらの家	952-1313	<sup>ゃはたまち</sup> ばんち 八幡町303番地2	52-4744	52-4566
つうしょ 通所	まつはらの家 パンピーノ	952-1313	<sup>ゃはたまち</sup> 八幡町100番地	58-8067	58-8068
つうしょ 通所	あんずの家	952-0014	りょうつみなと ばんち 両津 湊 343番地46	23-3303	23-3306
つうしょ 通所	愛らんど新穂	952-0103	にいぼかたがみ ばんち 新穂潟上718番地	67-7581	67-7581

# ◇就 労移行支援

かないよう	名称		所在地	でんわ電話	FAX
つうしょ 通所	あんずの家	952-0014	りょうつみなと ばんち 両津 湊 343番地46	23-3303	23-3306
つうしょ 通所	愛らんど新穂	952-0103	<sup>にいぼかたがみ</sup> ばんち 新穂潟上718番地	67-7581	67-7581

# 

からないよう	かいしょう名称	所在地	でんわ電話
つうしょ 通所	アントレプレナー	952-0318 真野新町323番地	080-2221-8703

# ○障害児通所施設 (放課後等デイサービス)

ないよう	めいしょう 名 称		<sub>しょざいち</sub> 所在地	でんわ電話	FAX
つうしょ 通所	<sup>かい</sup> 愛らんどえがお	952-0206	はたのこう ばんち 畑野甲433番地9	67-7476	67-7476
つうしょ 通所	にじいろ	952-0114	しもにいぼ ばんち 下新穂90番地I にいがたけんしんせいがくえんない (新潟県新星学園内)	58-7022	22-3935
つうしょ 通所	<sup>かい</sup> 愛らんどみかん	952-0114	下新穂92番地	22-3900	22-3900

# ○障害児通所施設(児童発達支援)

ないよう内容	めいしょう 名 称		しょざいち 所在地	でんわ電話	FAX
<b>通所</b>	ただって 佐渡市子ども若者 ***だれ 相談センター	952-1208	かないしんぽおつ ぱんち 金井新保乙1107番地1	58-8077	58-8078

# ◇日中一時支援

ないよう	めいしょう 名 称		所在地	でんわ電話	FAX
つうしょ 通所	<sup>str</sup> 愛らんど畑野	952-0202	くりのえ 栗野江1810番地21	66-3901	66-3901
つうしょ 通所	愛らんど新穂	952-0103	にいぼかたがみ ばんち 新穂潟上718番地	67-7581	67-7581
つうしょ 通所	にいがたけんしんせいがくえん 新潟県新星学園	952-0114	しもにいぼ ばんち 下新穂90番地I	22-2047	22-3935
つうしょ 通所	<sup>か</sup> 愛らんどえがお	952-0206	はたのこう 畑野甲433番地9	67-7476	67-7476
つうしょ 通所	<sup>が</sup> 愛らんどみかん	952-0114	しもにいぼ ばんち 下新穂92番地I	22-3900	22-3900

# ◇共同生活援助(グループホーム)

ないよう	めいしょう 名 称	所在地	でんわ電話	FAX
たゅうきょ 入居	みなと 寮	りょうつみなとち 〈 両津 湊 地区		
にゅうきょ 人居	りょうつ <i>寮</i>	りょうつみなとち 〈 両津 湊 地区	63-3858 (そよかぜ)	
たゅうきょ 人居	ちぐさ 寮	**** * * * * * * * * * * * * * * * * *		
たゆうきょ 入居	くぼた 寮	くぼたちく 窪田地区		
にゅうきょ 入居	さわた 寮	まれた。 <b>窪田地区</b>		
にゅうきょ 入居	がない もり 愛らんど金井の杜			8901 ど畑野)
にゅうきょ 入居	サンクスふじの	にいぼうりゅうやち く 新穂瓜生屋地区	22-3 (さわ	
入居	サンクスゆりいな	あいかわしおやまち く 相川塩屋町地区	58-7234	_

# ふくしがたしょうがいじにゅうしょしせっ ◇福祉型障害児入所施設

ないよう	めいしょう 名 称	所在地	でんわ電話	FAX
入所	にいかたけんしんせいがくえん 新潟県新星学園	952-0114 下新穂90番地1	22-2047	22-3935

# ◇施設入所支援

ないよう	めいしょう 名 称	所在地	でんれて記記	FAX
入所	はまなすの家	952-1313 ペロロ ではたまち はん 八幡町340番り	也 51-12	00 51-1201
入所	岩の平園	952-0108 上新穂1256番	<sup>んち</sup> 地 22-38	80 22-3881
入所	第二岩の平園	952-0108 上新穂1256番	<sup>たち</sup> 地 22-41	65 22-4166

# ◇訪問入浴

ないよう	名称		所在地	でんわ電話	FAX
さいたく 在宅	ツクイ佐渡かない	952-1202	ましいほんごう ばんち 吉井本郷 44番地	61-1621	61-1622
さいたく 在宅	社協訪問入浴介護事業所	952-0206	はたのこう ばんち 畑野甲531番地2	58-7180	66-4152

#### そうだんしぇんじぎょうしょ ◇相談支援事業所

ないよう	名称		しょざいち 所在地		でんわ電話	FAX
そうだん 相談	まうだんしぇんじぎょうしょ         相談支援事業所         こもれび	952-1204	<sup>さんせがわ</sup> ばんち 三瀬川382番地7		67-7660	67-7784
そうだん 相談	そうだんしぇんじぎょうしょ 相談支援事業所 さど	952-0101	にいぼながうね 新穂長畝910番地		22-3977	22-3843
そうだん 相談	そうだんしえんじぎょうしょ 相談支援事業所 はまなすの家	952-1313	<sup>やはたまち</sup> 八幡町340番地		51-1200	51-1201
そうだん 相談	そうだんしぇんじぎょうしょ 相談支援事業所 かい 愛らんど	952-0206	<sup>はたのこう</sup> ばんち 畑野甲433番地9	070-4	4453-4026	67-7476
そうだん 相談	***だんしぇん 相談支援センター そらうみ	952-0108	かみにいぼ ばんち 上新穂646番地9		58-9150	58-9151
そうだん 相談	そうだんしぇんじぎょうしょ 相談支援事業所 すたーと	952-0106	にいぼうりゅうや 新穂瓜生屋539番地2		090-554	12-9879

# ◆成年後見センター

#### せいかつじりっそうだんしえん ◇生活自立相談支援センター

ないよう内容	and 4 称		所在地	でんわ電話	FAX
そうだん 相談	さど し しゃかいふくしきょうぎかい 佐渡市社会福祉協議会	952-0206	<sup>はたのこう</sup> ばんち 畑野甲533番地	81-1155	81-1156

# ○日常生活自立支援事業

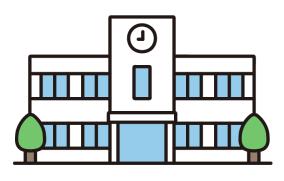
ないよう	めいしょう 名 称	かれた地	でんわ電話	FAX
<sup>そうだん</sup> 相談	さ ど し しゃかいふくしきょうぎかい 佐渡市社会福祉協議会	952-0206 畑野甲533番地	81-1150	81-1156

# きょういくきかん 教育機関

ないよう	めいしょう 名称		所在地	でんわ電話	FAX
つうがく: 通学/ そうだん 相談	にいがたけんりつきどとくべつしぇんがっこう 新潟県立佐渡特別支援学校	952-0114	L もにいぼ ばんち 下新穂88番地	22-2145	22-4038
		952-1209	5ぐさへい ばんち 千種丙178番地I かないしょうがっこうない (金井小学校内)	63-4156	63-4117
	佐渡ことば・こころの教室	952-0014	りょうつみなと 両津湊 200番地I りょうつしょうがっこうない (両津小学校内)	27-3642	27-2288
通級		952-0504	# も ちほんごう ばんち 羽茂本郷559番地I (羽茂小学校内)	88-2125	88-3756
/相談		952-0312	ましまか 吉岡1695番地 (真野小学校内)	55-2009	55-4303
		952-1208	かないしんぽぽっぱんち 金井新保乙40番地 (金井中 学校内)	63-4107	63-4108
		952-0028	か もうたしろ 加茂歌代1449番地 りょうつちゅうがっこうない (両津中学校内)	27-2185	27-2186

# ◇就 労支援

内容	名称	所在地		でんわ電話	FAX
そうだん 相談	しょう 障がい者就業・ <sup>せいかつしえん</sup> 生活支援センターあてび	952-1204	<sup>さんせがわ</sup> ばんち 三瀬川382番地7	67-7740	67-7784
そうだん相談	ハローワーク佐渡	952-0011	りょうつえびす ぱんち 両津 夷 269番地8	27-2248	23-3339



# ◇障がい者団体

ないよう	めいしょう 名 称		所在地	でんわ電話	FAX
だんたい団体	e と し 佐渡市 LatinLai 身体障がい者福祉協議会	952-1314	がわはらだほんまち 河原田本町394番地 しゃかいぶくしきょうぎかい さ わ た ししょない (社会福祉協議会佐和田支所内)	57-8141	57-8151
だんたい 団体	た変でして 佐渡市手をつなぐ育成会	952-0206	はたのこう 畑野甲533番地 しゃかいふくしきょうぎかいほんしょない (社会福祉協議会本所内)	81-1155	81-1156
だんたい 団体	たどしせいしんしょう しょかぞくかい 佐渡市精神障がい者家族会 たど 佐渡よつば会	952-1292	すぐさ 千種232番地 けんこういりょうたいさくかない (健康医療対策課内)	63-3115	63-5126

# ◇その他

内容	めいしょう 名称	所在地	でんわ電話	FAX
<sup>そうだん・</sup> 相談/ 集い	せん 佐渡杉っこクラブ	952-1207	090-2565-2896	
は 労 が 労 体験	おしごと体験チャオ	お電話でご連絡ください。	090-9741-4174	
だんたい 団体	tc渡市障がい者スポーツ *** 協会	<sup>てんわ</sup> お電話でご連絡ください。	27-2040	_
だんたい 団体	新潟佐渡障害者 フライングディスク協会	************************************	22-4165	22-4166

# ◇行政機関

からないよう	めいしょう 名 称		所在地	でんわ電話	FAX
そうだん 相談	きょういくいいんかいがっこうきょういくか 教育委員会学校教育課	952-8501	りょうつみなと ばんち 両津湊 198番地	58-7351	58-7352
そうだん 相談	はたこういりょうたいさくか 健康医療対策課	952-1292	<sup>ちぐさ ぱんち</sup> 千種232番地	63-3115	63-5126
そうだん 相談	そうごうふくしそうだんしぇん 総合福祉相談支援センター (障がい者基幹相談支援センター)	952-1292	* (* t	63-3127	63-5121
そうだん 相談	こ わかものそうだん 子ども若者相談センター	952-1208	かないしんぽおっぱんち 金井新保乙1107番地1	58-8077	58-8078
そうだん 相談	しょうひせいかつ 消費生活センター	952-1393	がわはらだほんまち 河原田本町394番地 (佐渡中央会館2階)	57-8143	52-6024
そうだん 相談	せい とほけんしょ 佐渡保健所	952-1555	あいかわにちょうめはままち ばんち 相川二町目浜町20番地I	74-3407	74-3333
そうだん 相談	またいがなけんちゅうすう ふくしそうだん 新潟県中央福祉相談センター さどちゅうざいしょ 佐渡駐在所※			74-3390	

※当該施設には、児童相談所・身体障害者更生相談所・知的障害者更生相談所の機能があります。

